

昭和三十三年建設省令第十二号

宅地建物取引業法施行規則

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第四条第一項、同条第二項、第八条の二第一項、第十二条の五第二項及び第十九条の規定に基き、並びに同法を実施するため、宅地建物取引業法施行規則を次のように定める。

(免許申請書の様式)

第一条 宅地建物取引業法(以下「法」という。)第四条第一項に規定する免許申請書の様式は、別記様式第一号によるものとする。

(添付書類)

第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条第一項の免許を受けようとする者(法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員)を含む。以下この条において「免許申請者」という。)
- 二 法第四号宅地建物取引業法施行令(昭和十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。)
- 三 第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書

- 四 法人である場合においては、相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面
- 五 事務所を使用する権原に関する書面
- 六 事務所付近の地図及び事務所の写真
- 七 免許申請者、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面
- 八 法人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 九 個人である場合においては、資産に関する調査
- 八 宅地建物取引業に従事する者の名簿

九 法人である場合においては法人税、個人である場合においては所得税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十 法人である場合においては、登記事項証明書

十一 個人である場合(営業に関し成年者として同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限り。)

十二 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者(個人に限る。)に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報という。以下同じ。)

十三 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者(個人に限る。)に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報という。以下同じ。)

十四 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者(個人に限る。)に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報という。以下同じ。)

十五 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者(個人に限る。)に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報という。以下同じ。)

十六 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者(個人に限る。)に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報という。以下同じ。)

十七 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者(個人に限る。)に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報という。以下同じ。)

十八 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者(個人に限る。)に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報という。以下同じ。)

十九 提出すべき免許申請書及びその添付書類の部数は、当該都道府県知事の定めるところによる。

二十 (免許の更新の申請期間)

第二十三条 法第三条第三項の規定により同項の免許の更新を受けようとする者は、免許の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に免許申請書を提出しなければならない。

第二十四条 法第五条第一項第十号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により宅地建物取引業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな

第二十五条 法第六条の規定により交付しなければならない免許証の様式は、別記様式第三号によるものとする。

第二十六条 (免許証の書換え交付の申請)

第二十七条 宅地建物取引業者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、その免許証を添えて、法第九条の規定による変更の届出と併せて、その免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

第二十八条 前項の規定による書換え交付の申請は、別記様式第三号の二による宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書により行うものとする。

第二十九条 (免許証の再交付の申請)

第三十条 宅地建物取引業者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、遅滞なく、その免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

第三十一条 免許証を汚損し、又は破損した宅地建物取引業者が前項の申請をする場合には、その汚損し、又は破損した免許証を添えてしなければならない。

第三十二条 第一項の規定による再交付の申請は、別記様式第三号の三による宅地建物取引業者免許証再交付申請書により行うものとする。

第三十三条 (返納)

第三十四条 宅地建物取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に免許証を返納しなければならない。

一 法第七条第一項の規定により免許がその効力を失つたとき。

二 法第六十六条又は第六十七条第一項の規定により免許を取り消されたとき。

三 亡失した免許証を発見したとき。

四 法第十一条の規定により廃業等の届出をする者は、当該廃業等に係る宅地建物取引業者が国土交通大臣の免許を受けた者であるときは国土交通大臣に、都道府県知事の免許を受けた者であるときは都道府県知事に免許証を返納しなければならない。

第五十二条 (免許換えの通知)

第五十三条 宅地建物取引業者が法第三条第一項の免許を受けた後、法第七条第一項各号のいずれかに該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において、国土交通大臣又は都道府県知事は、法第三条第一項の免許をしたときは、遅滞なく、その旨を、従前の免許をした都道府県知事又は国土交通大臣に通知するものとする。

(名簿の記載事項)

第五十四条 法第八条第二項第八号に規定する省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第六十五条第一項若しくは第三項に規定する指示又は同条第二項若しくは第四項に規定する業務停止の処分があつたときは、その年月日及び内容

二 宅地建物取引業以外の事業を行なつてゐるときは、その事業の種類

(名簿等の閲覧)

第五十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び法第九条の規定による変更の届出に係る書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所(以下この条において「閲覧所」という。)を設けなければならない。

第五十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(変更等の手続)

第五十七条 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書により行うものとする。

第五十八条 法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の

二で定める使用人若しくは事務所に置くに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に係る法第四十二条第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。

3 第二条の規定は、法第九条の規定により変更の届出をする際の提出すべき書類の部数について準用する。

第五條の訂正

第五條の四 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第九条の規定による届出があつたときは、宅地建物取引業者名簿につき、当該変更に係る事項を訂正しなければならない。

(廃業等の手続)

第五條の五 法第十一条の規定による廃業等の届出は、別記様式第三号の五による廃業等届出書により行うものとする。

(名簿の消除)

第六條 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、宅地建物取引業者名簿につき、当該宅地建物取引業者に係る部分を消除しなければならない。

一 法第三条第二項の有効期間が満了したとき。

二 法第七条第一項又は第十一条第二項の規定により免許がその効力を失つたとき。

三 法第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定により届出があつたとき又は同項の規定による届出がなくて同項第一号若しくは第二号に該当する事実が判明したとき。

四 法第二十五条第七項、第六十六条又は第六十七条第一項の規定により免許を取り消したとき。

五 法第七十七条の二第一項に規定する登録投資法人が投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百七十七條の規定により同法第八十七條の登録が抹消されたとき、又は当該登録投資法人の資産の運用を行う認可宅地建物取引業者(法第五十條の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)に係る法第五十條の二第一項の認可が法第六十七條の二第一項若しくは第二項の規定により取り消され、若しくは同条第三項の規定によりその効力を失つたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により宅地建物取引業者名簿を消除したときは、遅滞なく、その旨を、その消除に係る宅地建物取引業者であつた者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

(試験の基準)

第七條 法第十六条第一項の規定による試験(以下「試験」という。)は、宅地建物取引業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準を置くものとする。

(試験の内容)

第八條 前条の基準によつて試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- 一 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事。
- 二 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事。
- 三 土地及び建物についての法令上の制限に関する事。
- 四 宅地及び建物についての税に関する法令に關すること。
- 五 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に關すること。
- 六 宅地及び建物の価格の評定に關すること。
- 七 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に關すること。

(試験の方法)

第九條 試験は、筆記試験により行なう。

(試験の施行及び試験の期日等の公告)

第十條 試験は、毎年少なくとも一回行なう。

2 都道府県知事(法第十六条の二第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあつては、指定試験機関(第十條の五第七号、第十一条第一項及び第十三條において同じ。)は、試験を施行する期日、場所その他試験の施行に關し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

3 指定試験機関が前項の公告を行うときは、法第十六条の二第一項の規定に基づき当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)を明示し、法第十六条の九第一項の試験事務規程に定める方法により行わなければならない。

(登録の申請)

第十條の二 法第十六条第三項の登録又は法第七條の六第一項の登録の更新(以下この条にお

いて「登録等」という。)を受けようとする者は、別記様式第三号の六による申請書(第十條の四において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法人である場合においては、次に掲げる書類

- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ハ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- ニ 個人である場合においては、登録等を受けようとする者の略歴を記載した書類

三 法第十六条第三項の講習(以下「登録講習」という。)が法別表の上欄に掲げる科目(以下「登録講習科目」という。)について、同表の下欄に掲げる講師(以下「登録講習講師」という。)により行われるものであることを証する書類

四 法第十七条の三の講習業務(以下「登録講習業務」という。)以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

- 五 登録等を受けようとする者が法第十七条の四各号のいずれにも該当しない者であること
- を誓約する書面
- 六 その他参考となる事項を記載した書類

2 国土交通大臣は、登録等を受けようとする者(個人である場合に限る。)に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法第三十條の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十條の九の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(登録講習機関登録簿の記載事項)

第十條の三 法第十七条の五第二項第四号(法第十七条の六第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、法第六條第三項の登録講習機関(以下「登録講習機関」という。)が法人である場合における役員の名簿とする。

(登録の更新の申請期間)

第十條の四 法第十七条の六第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

(登録講習業務の実施基準)

第十條の五 法第十七条の七の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 宅地建物取引業に従事する者に対して、登録講習を行うこと。
- 二 登録講習を毎年一回以上行うこと。
- 三 登録講習は講義により行い、講義時間の合計はおおむね五十時間とし、登録講習科目ごとの講義時間は国土交通大臣が定める時間とする。ただし、国土交通大臣の定めるところにより登録講習の一部を通信の方法により行う場合はこの限りでない。
- 四 登録講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材(以下「登録講習教材」という。)を用いること。
- 五 登録講習講師は登録講習の内容に關する受講者の質問に対し、登録講習中に適切に回答すること。

六 国土交通大臣の定めるところにより登録講習修了試験を行い、当該試験に合格した者(以下「登録講習修了者」という。)に対して、次に掲げる事項を通知すること。

- イ 登録番号
- ロ 登録講習修了試験に合格した年月日
- ハ 修了番号

七 国土交通大臣の定めるところにより、都道府県知事に対して、次に掲げる事項を通知すること。

- イ 登録講習修了者の氏名(片仮名で振り仮名を付するものとする。)
- ロ 登録講習修了者の生年月日
- ハ 前号イからハまでに掲げる事項

八 不正な受講を防止するための措置を講じること。

九 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に關し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を公示すること。

十 登録講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習業務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

第十條の六 登録講習機関は、法第十七条の八の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日
 三 変更の理由
 (講習業務規程の記載事項)
第十条の七 法第十七条の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 登録講習業務を行う時間及び休日に関する事項
 二 登録講習業務を行う事務所及び講義実施場所に関する事項
 三 登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項
 四 登録講習の受講の申請に関する事項
 五 登録講習の実施方法に関する事項
 六 登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
 七 登録講習の内容及び時間に関する事項
 八 登録講習教材に関する事項
 九 登録講習修了試験の実施方法
 十 第十条の五第六号の規定による通知に関する事項
 十一 登録講習業務に関する秘密の保持に関する事項
 十二 第十条の十一第三項の帳簿その他の登録講習業務に関する書類の管理に関する事項
 十三 不正受講者の処分に関する事項
 十四 その他登録講習業務の実施に関し必要な事項

(登録講習業務の休廃止の届出)
第十条の八 登録講習機関は、法第十七条の十の規定により登録講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 休止し、又は廃止しようとする登録講習業務の範囲
 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
 三 休止又は廃止の理由
 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第十条の九 法第十七条の十一第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
 (電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)
第十条の十 法第十七条の十一第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十三条の二十五において同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
 (帳簿)
第十条の十一 法第十七条の十五の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 登録講習の実施期間
 二 講義の実施場所
 三 登録講習講師の氏名並びに講義において担当した登録講習科目及び時間
 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
 五 登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号
 六 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

登録講習機関は、法第十七条の十五に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、登録講習業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
4 登録講習機関は、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
第十條の十二 登録講習結果の報告
 登録講習業務の実施結果の報告
第十條の十二 登録講習結果は、登録講習業務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 登録講習の実施期間
 二 講義の実施場所
 三 受講申請者数
 四 受講者数
 五 登録講習修了者数
 六 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日及び住所並びに登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号を記載した修了者一覧表、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験の問題用紙、解答及び合否判定基準を証する書面を添えなければならない。
第十條の十三 削除
第十條の十四 (試験の一部免除)
 登録講習修了者については、登録講習修了試験に合格した日から三年以内に行われる試験について、第八条に掲げる試験すべき事項のうち同条第一号及び第五号に掲げるものを免除する。
第十一條 (合格の公告及び合格証書の交付)
 都道府県知事は、その行つた試験に合格した者の受験番号を公告し、当該合格者に合格証書を交付しなければならない。
第十二條 指定試験機関が前項の公告を行うときは、第十條第三項の規定は公告の方法について準用する。
第十三條 (宅地建物取引士資格試験合格者の名簿)
 都道府県知事は、宅地建物取引士資格試験合格者の名簿を作成し、これを保管しなければならない。
第十四條 都道府県知事は、指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、第十三條の十一第二項の合格者一覧表をもつて前項の名簿に代えることができる。
第十五條 (国土交通大臣に対する報告)
 都道府県知事は、試験を終了したとき及び国土交通大臣に対して当該試験の受験者数及び合格者数をすみやかに報告しなければならない。
第十六條 (指定の申請等)
第十三條の二 法第十六条の二第二項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 名称及び住所
 二 試験事務を行うおとする事務所の名称及び所在地

三 指定を受けようとする年月日
 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 一 一定款及び登記事項証明書
 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 四 申請に係る意思の決定を証する書類
 五 役員及び運営に関する事項を記載した書類
 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 七 試験事務を行うおとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
 八 現に行つている業務の概要を記載した書類
 九 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 十 法第十六条の七第一項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
 十一 法第十六条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する事項の誓約書
 十二 その他参考となる事項を記載した書類
 十三 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。
 指定試験機関

名称
 主たる事務所の所在地
 指定の日
 一般財団法人 東京都港区虎ノ門三丁目八番二
 不動産適正取引推進機構 十一号 昭和六十
 二年五月
 十一日
第十三條の三 指定試験機関は、法第十六条の四第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
 二 変更しようとする年月日
 三 変更の理由
第十四條 指定試験機関は、法第十六条の五第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に提出しなければならない。

一 送付者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十三条の二十五において同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
 (帳簿)
第十条の十一 法第十七条の十五の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 登録講習の実施期間
 二 講義の実施場所
 三 登録講習講師の氏名並びに講義において担当した登録講習科目及び時間
 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
 五 登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号
 六 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
 七 登録講習機関は、法第十七条の十五に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、登録講習業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
4 登録講習機関は、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
第十條の十二 登録講習結果の報告
 登録講習業務の実施結果の報告
第十條の十二 登録講習結果は、登録講習業務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 登録講習の実施期間
 二 講義の実施場所
 三 受講申請者数
 四 受講者数
 五 登録講習修了者数
 六 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日及び住所並びに登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号を記載した修了者一覧表、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験の問題用紙、解答及び合否判定基準を証する書面を添えなければならない。
第十條の十三 削除
第十條の十四 (試験の一部免除)
 登録講習修了者については、登録講習修了試験に合格した日から三年以内に行われる試験について、第八条に掲げる試験すべき事項のうち同条第一号及び第五号に掲げるものを免除する。
第十一條 (合格の公告及び合格証書の交付)
 都道府県知事は、その行つた試験に合格した者の受験番号を公告し、当該合格者に合格証書を交付しなければならない。
第十二條 指定試験機関が前項の公告を行うときは、第十條第三項の規定は公告の方法について準用する。
第十三條 (宅地建物取引士資格試験合格者の名簿)
 都道府県知事は、宅地建物取引士資格試験合格者の名簿を作成し、これを保管しなければならない。
第十四條 都道府県知事は、指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、第十三條の十一第二項の合格者一覧表をもつて前項の名簿に代えることができる。
第十五條 (国土交通大臣に対する報告)
 都道府県知事は、試験を終了したとき及び国土交通大臣に対して当該試験の受験者数及び合格者数をすみやかに報告しなければならない。
第十六條 (指定の申請等)
第十三條の二 法第十六条の二第二項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 名称及び住所
 二 試験事務を行うおとする事務所の名称及び所在地

一 変更後の指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第十三条の四 指定試験機関は、法第十六条の六第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

四 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十六条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

（試験委員の要件）

第十三条の五 法第十六条の七第一項の国土交通省令で定める要件は、次のいづれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民事法学、行政法学、租税法学、不動産鑑定理論、土木工学又は建築学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者その他これらの者に相当する知識及び経験を有する者

二 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、第八条各号に掲げる事項について専門的な知識を有するもの

（試験委員の選任又は解任の届出）

第十三条の六 指定試験機関は、法第十六条の七第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 試験委員の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

四 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任した試験委員が前条に規定する要件を備えていることを証明する書類の写しを添えなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第十三条の七 法第十六条の九第一項に規定する国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項

三 試験事務の実施の方法に関する事項

四 受験手数料の収納の方法に関する事項

五 試験委員の選任及び解任に関する事項

六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項

七 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八 その他試験事務の実施に関し必要な事項

（試験事務規程の認可の申請）

第十三条の八 指定試験機関は、法第十六条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

指定試験機関は、法第十六条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

四 法第十六条の九第二項の規定による委任都道府県知事の意見の概要

（事業計画等の認可の申請）

第十三条の九 指定試験機関は、法第十六条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨及び同条第二項の規定による委任都道府県知事の意見の概要を記載した申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

指定試験機関は、法第十六条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

四 法第十六条の十第二項の規定による委任都道府県知事の意見の概要

（帳簿）

第十三条の十 法第十六条の十一に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び可否の別

四 合格した者の氏名又は受験番号を公告した日（次条において「合格公告日」という。）

五 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該指定試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十六条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。

（試験事務の実施結果の報告）

第十三条の十一 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験申込者数

四 受験者数

五 合格者数

六 合格公告日

七 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

（試験事務の休廃止の許可）

第十三条の十二 指定試験機関は、法第十六条の十四第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休廃止、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 休廃止、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（試験事務の引継ぎ）

第十三条の十三 指定試験機関は、法第十六条の十八に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 試験事務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

三 その他委任都道府県知事が必要と認める事項

（合格の取消し等の報告等）

第十三条の十四 指定試験機関は、法第十七条第二項の規定により同条第一項に規定する都道府県知事の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。

一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日

二 不正行為に係る試験の年月日及び試験地

三 不正行為の事実

四 処分内容及び年月日

五 その他参考事項

都道府県知事は、法第十七条第三項の規定による処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を指定試験機関に通知するものとする。

（法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間）

第十三条の十五 法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

（法第十八条第一項の国土交通大臣が実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められた者）

第十三条の十六 法第十八条第一項の規定により国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同様以上の能力を有すると認められた者は、次のいづれかに該当する者とする。

一 宅地又は建物の取引に関する実務についての講習であつて、次条から第十三条の十九までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録実務講習」という。）を修了した者

二 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人において宅地又は建物の取得又は処分の業務に従事した期間が通算して二年以上である者

三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者

（登録の申請）

第十三条の十七 前条第一号の登録は、登録実務講習の実施に関する事務（以下「登録実務講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

前条第一号の登録を受けようとする者（以下「登録実務講習申請者」という。）は、別記

様式第三号の九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録実務講習申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員をいう。次条第三号において同じ。)の氏名及び略歴を記載した書類

三 講師が第十三条の十九第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録実務講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録実務講習申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類(欠格条項)

第十三条の十八 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十三条の十六第一号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づき命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十三条の二十八の規定により第十三条の十六第一号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録実務講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第十三条の十九 国土交通大臣は、第十三条の十七の規定による登録の申請が次に掲げる要件の

すべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十三条の二十一第四号に掲げる基準に適合する講習を行おうとするものであること。

二 講師が次のいずれかに該当する者であること。

イ 宅地建物取引士として宅地建物取引業に七年以上従事した経験を有する宅地建物取引士であつて、宅地及び建物の取引の実務に関し適切に指導することができる能力を有する者

ロ 弁護士、不動産鑑定士又は税理士であつて宅地及び建物の取引に係る実務に関する知識を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

二 第十三条の十六第一号の登録は、登録実務講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録実務講習を行う者(以下「登録実務講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録実務講習を行う事務所の名称及び所在地

四 登録実務講習を開始する年月日(登録の更新)

第十三条の二十 第十三条の十六第一号の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。ただし、前項の登録の有効期間満了の日と前項の登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

(登録実務講習事務の実施に係る義務)

第十三条の二十一 登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、第十三条の十九第一項第二号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。

一 試験に合格した者で、第十三条の十五に定める期間以上の実務の経験を有しない者に対し、登録実務講習を行うこと。

二 登録実務講習を毎年一回以上行うこと。

三 講義、国土交通大臣の定める方法による演習及び登録実務講習修了試験により登録実務講習を行うこと。

四 講義及び演習の総時間数はおおむね五十時間とし、次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上登録実務講習を行うこと。ただし、国土交通大臣の定めるところにより登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合は、この限りでない。

科目	内容	時間
一 宅地建物取引士制度に関する科目	イ 宅地建物取引士制度の概要 ロ 宅地建物取引士の役割及び義務	講義 一時間
二 宅地又は建物の取引実務に関する科目	イ 受付、物件調査及び価格査定の実務に関する事項 ロ 媒介契約に関する事項 ハ 宅地又は建物の取引に係る広告に関する事項 ニ 宅地又は建物の取引条件の交渉に関する事項 ホ 法第三十五条第一項及び第二項の書面の作成に関する事項 ヘ 宅地又は建物の取引に係る契約の締結に関する事項 ト 宅地又は建物の取引に係る契約の履行に関する事項 チ 宅地又は建物の取引に係る資金計画及び税金に関する事項 リ 紛争の防止に関する事項	講義 七時間
三 取引実務の演習に関する科目	イ 取引の目的となる宅地又は建物の調査手法に関する事項 ロ 法第三十五条第一項及び第二項に規定する説明の実施に関する事項	演習 二十時間

ための演習) ハ 宅地又は建物の取引に係る標準的な契約書の作成に関する事項

五 受講者があらかじめ受講を申し込んだ者本人であることを確認すること。

六 第四号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて登録実務講習を行うこと。

七 講師は、講義及び演習の内容に関する受講者の質問に対し、講義及び演習中に適切に回答すること。

八 登録実務講習修了試験は、講義及び演習の終了後に国土交通大臣の定めるところにより行い、受講者が登録実務講習の内容全体について十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。

九 登録実務講習を実施する日時、場所その他登録実務講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

十 登録実務講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

十一 国土交通大臣の定めるところにより作成した基準(以下「修了認定基準」という。)によつて登録実務講習の修了の認定がなされること。

十二 終了した登録実務講習の教材及び修了認定基準を公表すること。

十三 登録実務講習を修了した者(以下「修了者」という。)に対し、別記様式第三号の十による修了証(以下単に「修了証」という。)を交付すること。

(登録事項の変更の届出)

第十三条の二十二 登録実務講習実施機関は、第十三条の十九第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録実務講習事務規程)

第十三条の二十三 登録実務講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録実務講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録実務講習を行う時間及び休日に関する事項

二 登録実務講習の受講の申込みに関する事項

(宅地建物取引士資格登録簿の記載事項)
第十四条の二の二 法第十八条第二項に規定する
国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの
とする。

一 本籍(日本の国籍を有しない者にあつて
は、その者の有する国籍)及び性別

二 試験の合格年月日及び合格証書番号

三 法第十八条第一項の実務の経験を有する者
である場合においては、申請時現在の当該実
務の経験の期間及びその内容並びに従事して
いた宅地建物取引業者の商号又は名称及び免
許証番号

四 法第十八条第一項の規定により能力を有す
ると認められた者である場合においては、当
該認定の内容及び年月日

五 宅地建物取引業者の業務に従事する者にあ
つては、当該宅地建物取引業者の商号又は名
称及び免許証番号

2 法第十八条第二項の規定による登録簿の様式
は、別記様式第四号によるものとする。
(登録の申請)

第十四条の三 法第十九条第一項の登録申請書に
は、氏名、生年月日、住所及び前条第一項各号
に掲げる事項を記載しなければならない。

2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以
内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の
縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四セ
ンチメートルの写真を貼付しなければならない。
い。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を
添付しなければならない。

一 未成年者にあつては、法第十八条第一項第
一号に該当しないことを証する書面

二 法第十八条第一項の実務の経験を有する者
であることを証する書面又は同項の規定によ
り能力を有すると認められた者であることを
証する書面

三 法第十八条第一項第二号に規定する破産手
続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当
しない旨の市町村の長の証明書

四 法第十八条第一項第三号から第十二号まで
に該当しない旨を誓約する書面

4 都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を
受けようとする者に係る本人確認情報のうち住
民票コード以外のものについて、住民基本台帳
法第三十条の十一第一項(同項第一号に係る部
分に限る。)の規定によるその提供を受けるこ
とができないとき、又は同法第三十条の十五第
一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定
によるその利用ができないときは、その者に對
し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出
させることができる。

5 都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を
受けようとする者に對し、第三項に規定するも
ののほか、必要と認める書類を提出させること
ができる。

6 第一項の登録申請書、第三項第二号の書面の
うち法第十八条第一項の実務の経験を有する者
であることを証する書面及び第三項第四号の誓
約書の様式は、それぞれ別記様式第五号、別記
様式第五号の二及び別記様式第六号によるもの
とする。
(登録の通知等)

第十四条の四 都道府県知事は、法第十九条第二
項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、
その旨を当該登録に係る者に通知しなければな
らない。

2 都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を
受けようとする者が次の各号の一に該当する者
であるときは、その登録を拒否するとともに、
遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者
に通知しなければならない。

一 法第十八条第一項の実務の経験を有する者
又は同項の規定により能力を有すると認めら
れた者以外の者

二 法第十八条第一項各号の一に該当する者
三 他の都道府県知事の登録を現に受けてい
る者
(宅地建物取引士資格登録の移転の申請)

第十四条の五 法第十九条の二の規定による登録
の移転の申請をしようとする者は、次に掲げる
事項を記載した登録移転申請書を提出しなけれ
ばならない。

一 氏名、生年月日、住所、本籍(日本の国籍
を有しない者にあつては、その者の有する国
籍)及び性別

二 申請時現在の登録番号

三 申請時現在の登録をしている都道府県知事
四 移転を必要とする理由

五 移転後において業務に従事し、又は従事し
ようとする宅地建物取引業者の商号又は名称
及び免許証番号

2 前項の登録移転申請書には、登録の移転の申
請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分
身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の
長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなけ
ればならない。

3 第一項の登録移転申請書の様式は、別記様式
第六号の二によるものとする。
(登録の移転の通知)

第十四条の六 都道府県知事は、法第十九条の二
の規定による登録の移転をしたときは、遅滞な
く、その旨を登録の移転の申請をした者及び移
転前に登録をしていた都道府県知事に通知しな
ければならない。
(変更の登録)

第十四条の七 法第二十条の規定による変更の登
録を申請しようとする者は、別記様式第七号に
よる変更登録申請書をその者の登録をしている
都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する変更登録申
請書の提出があつたときは、遅滞なく、変更の
登録をするとともに、その旨を変更の登録を申
請した者に通知しなければならない。
(死亡等の届出の様式)

第十四条の七の二 法第二十一条の規定による死
亡等の届出は、別記様式第七号の二による死亡
等届出書により行うものとする。

2 宅地建物取引士又はその法定代理人若しくは
同居の親族は、法第二十一条第三号の規定によ
る届出をする場合においては、前項の死亡等届
出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経
過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載
した医師の診断書を添え、これを登録を受けて
いる都道府県知事に提出しなければならない。
(登録の消除)

第十四条の八 都道府県知事は、法第二十二條の
規定により登録を消除したときは、その理由を
示して、その登録の消除に係る者、相続人、法
定代理人又は同居の親族に通知しなければならない。
(監督処分記載)

第十四条の九 都道府県知事は、法第六十八條第
一項若しくは第三項の規定による指示又は同条
第二項若しくは第四項の規定による禁止の処分
をしたときは、その内容及び年月日を宅地建物
取引士資格登録簿に記載するものとする。
(宅地建物取引士証の交付の申請)

第十四条の十 法第二十二條の二第一項の規定に
よる宅地建物取引士証の交付を申請しようとし
る者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取
引士証交付申請書(以下この条において「交付
申請書」という。)に交付の申請前六月以内に
撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の
長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチ
メートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月
日を記入したもの(以下「宅地建物取引士証用
写真」という。)を添えて、登録を受けている
都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

二 登録番号

三 宅地建物取引業者の業務に従事している場
合にあつては、当該宅地建物取引業者の商号
又は名称及び免許証番号

四 試験に合格した後一年を経過しているか否
かの別

2 都道府県知事は、法第二十二條の二第一項の
規定により宅地建物取引士証の交付を申請しよ
うとする者に對し、前項に規定するもののほか
か、必要と認める書類を提出させることができ
る。

3 法第十九條の二の規定による登録の移転の申
請とともに宅地建物取引士証の交付を申請しよ
うとする者は、第十四條の五の登録移転申請書
と交付申請書をあわせて提出しなければならない。
この場合において、交付申請書には第一項
第二号に掲げる事項に記載することを要しない
ものとする。

4 交付申請書の様式は、別記様式第七号の二の
二によるものとする。
(宅地建物取引士証の記載事項及び様式)

第十四條の十一 宅地建物取引士証には、次に掲
げる事項を記載するものとする。

一 宅地建物取引士の氏名、生年月日及び住所

二 登録番号及び登録年月日

三 宅地建物取引士証の有効期間の満了する日

四 宅地建物取引士証の様式は、別記様式第七号
の三によるものとする。
(宅地建物取引士証の交付の記載)

第十四條の十二 都道府県知事は、宅地建物取引
士証を交付したときは、交付年月日、有効期間
の満了する日及び発行番号を宅地建物取引士資
格登録簿に記載するものとする。
(宅地建物取引士証の書換え交付)

第十四條の十三 宅地建物取引士は、その氏名又
は住所を変更したときは、法第二十条の規定に
よる変更の登録の申請とあわせて、宅地建物取

引士証交付申請書(以下この条において「交付
申請書」という。)に交付の申請前六月以内に
撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の
長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチ
メートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月
日を記入したもの(以下「宅地建物取引士証用
写真」という。)を添えて、登録を受けている
都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

二 登録番号

三 宅地建物取引業者の業務に従事している場
合にあつては、当該宅地建物取引業者の商号
又は名称及び免許証番号

四 試験に合格した後一年を経過しているか否
かの別

2 都道府県知事は、法第二十二條の二第一項の
規定により宅地建物取引士証の交付を申請しよ
うとする者に對し、前項に規定するもののほか
か、必要と認める書類を提出させることができ
る。

3 法第十九條の二の規定による登録の移転の申
請とともに宅地建物取引士証の交付を申請しよ
うとする者は、第十四條の五の登録移転申請書
と交付申請書をあわせて提出しなければならない。
この場合において、交付申請書には第一項
第二号に掲げる事項に記載することを要しない
ものとする。

4 交付申請書の様式は、別記様式第七号の二の
二によるものとする。
(宅地建物取引士証の記載事項及び様式)

第十四條の十一 宅地建物取引士証には、次に掲
げる事項を記載するものとする。

一 宅地建物取引士の氏名、生年月日及び住所

二 登録番号及び登録年月日

三 宅地建物取引士証の有効期間の満了する日

四 宅地建物取引士証の様式は、別記様式第七号
の三によるものとする。
(宅地建物取引士証の交付の記載)

第十四條の十二 都道府県知事は、宅地建物取引
士証を交付したときは、交付年月日、有効期間
の満了する日及び発行番号を宅地建物取引士資
格登録簿に記載するものとする。
(宅地建物取引士証の書換え交付)

第十四條の十三 宅地建物取引士は、その氏名又
は住所を変更したときは、法第二十条の規定に
よる変更の登録の申請とあわせて、宅地建物取

引士証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による書換え交付の申請は、宅地建物取引士証用写真を添付した別記様式第七号の四による宅地建物取引士証書換え交付申請書により行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、宅地建物取引士証用写真は添付することなしとする。

3 宅地建物取引士証の書換え交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。ただし、住所のみの変更の場合にあつては、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証の裏面に変更した後の住所を記載することをもつてこれに代えることができる。

(登録の移転に伴う宅地建物取引士証の交付)
第十四条の十四 法第十九条の二の規定による登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付の申請があつた場合における宅地建物取引士証の交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。

第十四条の十五 宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の亡失、滅失、汚損又は破損その他の事由を理由として、その交付を受けた都道府県知事に宅地建物取引士証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、宅地建物取引士証用写真を添付した別記様式第七号の五による宅地建物取引士証再交付申請書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による再交付を申請しようとする者は、都道府県が条例で当該再交付に係る手数料を定めているときは、当該手数料を納めなければならない。

4 汚損又は破損その他の事由を理由とする宅地建物取引士証の再交付は、申請者が現に有する宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付して行うものとする。

5 宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の亡失によりその再交付を受けた後において、亡失した宅地建物取引士証を発見したときは、速やかに、発見した宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

(宅地建物取引士証の有効期間の更新)
第十四条の十六 宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請は、新たな宅地建物取引士証の交付を申請することにより行うものとする。

2 第十四条の十第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の交付申請について準用する。

3 第一項の新たな宅地建物取引士証の交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と引換えに行うものとする。

第十四条の十七 法第二十二條の二第二項(法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事が指定する講習は、次の各号のすべてに該当するもの又は当該都道府県知事の実施するものでなければならぬ。

一 一般社団法人又は一般財団法人で、講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県知事が認める者が実施する講習であること。
二 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。
三 国土交通大臣が定める講習の実施要領に従つて実施される講習であること。

(営業保証金又は弁済業務保証金に充てること)
第十五条 法第二十五條第三項(法第二十六條第二項、第二十八條第三項、第二十九條第二項、第六十四條の七第三項及び第六十四條の八第四項において準用する場合を含む。)の規定により有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従ひ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるもの)とされるものを含む。次条において同じ。
二 地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、その額面金額の百分の九十
三 前各号以外の債券については、その額面金額の百分の八十

2 前項の方法により発行した債券で供託の日から償還期限までの期間が五年をこえるものにつ

いては、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなす。

(営業保証金又は弁済業務保証金に充てること)
第十五条の二 法第二十五條第三項(法第二十六條第二項、第二十八條第三項、第二十九條第二項、第六十四條の七第三項及び第六十四條の八第四項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券
二 地方債証券
三 前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が指定した社債券その他の債券
第十五条の三 削除

(営業保証金の保管替え等の届出)
第十五条の四 宅地建物取引業者は、法第二十九條第一項の規定により、営業保証金の保管替えがされ、又は営業保証金を新たに供託したときは、遅滞なく、その旨を、供託書正本の写しを添付して、その免許を受けている国土交通大臣又は都道府県知事に届け出るものとする。

(営業保証金の交換の届出)
第十五条の四の二 宅地建物取引業者は、営業保証金の交換のため新たに供託したときは、遅滞なく、その旨を、供託書正本の写しを添付して、その免許を受けている国土交通大臣又は都道府県知事に届け出るものとする。

(営業保証金供託届出書の様式)
第十五条の五 法第二十五條第四項(法第二十六條第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二十八條第二項の規定による営業保証金を供託した旨の届出、第十五條の四の規定による営業保証金の保管替えがされ、若しくは営業保証金を新たに供託した旨の届出又は前条の規定により営業保証金を新たに供託した旨の届出は、別記様式第七号の六による営業保証金供託届出書により行うものとする。

(法第三十一條の三第一項の国土交通省令で定める場所)
第十五条の五の二 法第三十一條の三第一項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるもので、宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約(予約を含む。以下この項において同じ。)若しくは宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の契約を締結し、又はこれらの契約の申込みを受けるものとする。

一 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの
二 宅地建物取引業者が十区画以上の一団の宅地又は十戸以上の一団の建物の分譲(以下この条、第十六條の五及び第十九條第一項において「一団の宅地建物の分譲」という。)を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

三 他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所
四 宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所
(法第三十一條の三第一項の国土交通省令で定める数)

第十五条の五の三 法第三十一條の三第一項の国土交通省令で定める数は、事務所にあつては当該事務所において宅地建物取引業者の業務に従事する者の数に対する同項に規定する宅地建物取引士(同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。)の数の割合が五分の一以上となる数、前条に規定する場所にあつては一以上とする。

(法第三十三條の二第一号の国土交通省令・内閣府令で定めるとき)
第十五条の六 法第三十三條の二第一号の国土交通省令・内閣府令で定めるときは、次に掲げるとおりとする。

一 当該宅地が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により当該宅地建物取引業者が開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事に係るものであつて、かつ、公共施設(同法第四條第十四項に規定する公共施設をいう。)の用に供される土地で国又は地方公共団体が所有するものである場合において、当該開発許可に係る開発行為又は開発行為に関する工事の進捗の状況からみて、当該宅地について同法第四十條第一項の規定の適用を受けることが確実と認められるとき。

二 当該宅地が新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)第二條第一項に規定する新住宅市街地開発事業で当該宅地建物取引業者が施行するものに係るものであつて、かつ、公共施設(同条第五項に規定する公共施設をいう。)の用に供されている土地で国

一 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの
二 宅地建物取引業者が十区画以上の一団の宅地又は十戸以上の一団の建物の分譲(以下この条、第十六條の五及び第十九條第一項において「一団の宅地建物の分譲」という。)を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

三 他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所
四 宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所
(法第三十一條の三第一項の国土交通省令で定める数)

第十五条の五の三 法第三十一條の三第一項の国土交通省令で定める数は、事務所にあつては当該事務所において宅地建物取引業者の業務に従事する者の数に対する同項に規定する宅地建物取引士(同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。)の数の割合が五分の一以上となる数、前条に規定する場所にあつては一以上とする。

(法第三十三條の二第一号の国土交通省令・内閣府令で定めるとき)
第十五条の六 法第三十三條の二第一号の国土交通省令・内閣府令で定めるときは、次に掲げるとおりとする。

一 当該宅地が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により当該宅地建物取引業者が開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事に係るものであつて、かつ、公共施設(同法第四條第十四項に規定する公共施設をいう。)の用に供される土地で国

二 当該宅地が新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)第二條第一項に規定する新住宅市街地開発事業で当該宅地建物取引業者が施行するものに係るものであつて、かつ、公共施設(同条第五項に規定する公共施設をいう。)の用に供されている土地で国

又は地方公共団体が所有するものである場合において、当該新住宅市街地開発事業の進捗の状況からみて、当該宅地について同法第二十九条第一項の規定の適用を受けることが確實と認められるとき。

三 当該宅地が土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第百条の二の規定により土地区画整理事業の施行者の管理する土地又は大都市圏における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条の規定において準用する土地区画整理法第百条の二の規定により住宅街整備事業の施行者の管理する土地（以下この号において「保留地予定地」という。）である場合において、当該宅地建物取引業者が、当該土地区画整理事業又は当該住宅街整備事業に係る換地処分公告の日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地である宅地を当該施行者から取得する契約を締結しているとき。

四 当該宅地又は建物について、当該宅地建物取引業者が買主となる売買契約その他の契約であつて当該宅地又は建物の所有権を当該宅地建物取引業者が指定する者（当該宅地建物取引業者を含む場合に限る。）に移転することを約するものを締結しているとき。

（建物の構造耐力上主要な部分等）
第十五条の七 法第三十四条の二第一項第四号の建物の構造耐力上主要な部分として国土交通省令で定めるものは、住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい）、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

2 法第三十四条の二第一項第四号の建物の雨水の浸入を防止する部分として国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具
二 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

（法第三十四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める者等）
第十五条の八 法第三十四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二五号）第二条第一項に規定する建築士（以下「建築士」という。）
二 国土交通大臣が定める講習を修了した者
三 前項に規定する者は、建物状況調査を実施するときは、国土交通大臣が定める基準に従つて行うものとする。

（媒介契約の書面の記載事項）
第十五条の九 法第三十四条の二第一項第八号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 専任媒介契約があつては、依頼者が他の宅地建物取引業者の媒介又は代理によつて売買又は交換の契約を成立させたときの措置
二 依頼者が売買又は交換の媒介を依頼した宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約（次条及び第十五条の十一において「専属専任媒介契約」という。）にあつては、依頼者が当該相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結したときの措置

三 依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することを許し、かつ、他の宅地建物取引業者を明示する義務がある媒介契約にあつては、依頼者が明示していない他の宅地建物取引業者の媒介又は代理によつて売買又は交換の契約を成立させたときの措置
四 当該媒介契約が国土交通大臣が定める標準媒介契約約款に基づくものであるか否かの別（指定流通機構への登録期間）

第十五条の十 法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める期間は、専任媒介契約の締結の日から七日（専属専任媒介契約にあつては、五日）とする。
2 前項の期間の計算については、休業日数は算入しないものとする。

（指定流通機構への登録事項）
第十五条の十一 法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 当該宅地又は建物に係る都市計画法その他の法令に基づく制限で主要なもの
二 当該専任媒介契約が宅地又は建物の交換の契約に係るものである場合にあつては、当該宅地又は建物の評価額

三 当該専任媒介契約が専属専任媒介契約である場合にあつては、その旨
（指定流通機構への登録方法）
第十五条の十二 法第三十四条の二第五項の規定による登録（第十九条の二の七において「登録」という。）は、当該宅地又は建物の所在地を含む第十九条の二の七の規定により国土交通大臣が定める地域を対象として法第五十条の三第一項第一号及び第二号に掲げる業務（第十九条の五、第十九条の八及び第十九条の九において「登録業務」という。）を現に行つて指

定流通機構に対して行うものとする。
（指定流通機構への通知）
第十五条の十三 法第三十四条の二第七項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。
一 登録番号
二 宅地又は建物の取引価格
三 売買又は交換の契約の成立した年月日
（媒介契約の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）
第十五条の十四 法第三十四条の二第十一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は法第三十四条の二第十一項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを依頼者若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する者を用いる。以下この条及び次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と依頼者等（依頼者又は依頼者との契約により依頼者等（依頼者又は依頼者の用に供されるファイル（専ら依頼者の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者を用いる。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた依頼者等（依頼者）のファイルに記録する方法
ロ 宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて依頼者の関

覧に供し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該依頼者の依頼者ファイルに当該記載事項を記録する方法
二 電磁的記録媒体をもつて調整するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができ措置を講じていること。
三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

（媒介契約の書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）
第十五条の十五 令第二条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一 前条第一項各号に掲げる方法のうち宅地建物取引業者等が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
（媒介契約の書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）
第十五条の十六 令第二条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 依頼者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に令第二条の六第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて依頼者の閲覧に供し、

一 依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができ措置を講じていること。
三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

一 依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができ措置を講じていること。
三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

一 依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができ措置を講じていること。
三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

一 依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができ措置を講じていること。
三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

一 依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができ措置を講じていること。
三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

一 依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができ措置を講じていること。
三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、宅地建物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(法第三十四条の二第六項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十五条の十七 法第三十四条の第十二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は法第三十四条の二第十二項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを依頼者若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と依頼者等（依頼者又は依頼者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面において証されるべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた依頼者ファイルに記録する方法

ロ 宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて依頼者の閲覧に供し、依頼者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該依頼者の依頼者ファイルに当該記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 依頼者が依頼者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を依頼者に対し通知するものであること。ただし、依頼者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

(法第三十五条第一項第五号の国土交通省令・内閣府令で定める事項)

第十六条 法第三十五条第一項第五号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、宅地の場合にあつては宅地の造成の工事の完了時における当該宅地に接する道路の構造及び幅員、建物の場合にあつては建築の工事の完了時における当該建物の主要構造部、内装及び外装の構造又は仕上げ並びに設備の設置及び構造とする。

(法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項)

第十六条の二 法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。

一 当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容

二 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下この条、第十六条の四の三、第十六条の四の六及び第十九条の二の五において「区分所有法」という。）第二十条第四項に規定する共用部分に関する規約の定め（その案を含む。次号において同じ。）があるときは、その内容

三 区分所有法第二十条第三項に規定する専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約の定めがあるときは、その内容

四 当該一棟の建物又はその敷地の一部を特定のものにのみ使用を許す旨の規約（これに類するものを含む。次号及び第六号において同じ。）の定め（その案を含む。次号及び第六号において同じ。）があるときは、その内容

五 当該一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用、通常の管理費用その他の当該建物の所有者が負担しなければならない費用を特定のものにのみ減免する旨の規約の定めがあるときは、その内容

六 当該一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用の積立てを行う旨の規約の定めがあるときは、その内容及び既に積み立てられている額

七 当該建物の所有者が負担しなければならない通常の管理費用の額

八 当該一棟の建物及びその敷地の管理が委託されているときは、その委託を受けている者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

九 当該一棟の建物の維持修繕の実施状況が記録されているときは、その内容

(法第三十五条第一項第六号の二イの国土交通省令で定める期間)

第十六条の二の二 法第三十五条第一項第六号の二イの国土交通省令で定める期間は、一年（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第一条第四号に規定する共同住宅等をいう。）にあつては、二年）とする。

(法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類)

第十六条の二の三 法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類は、売買又は交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による計画通知書並びに同法第六条第一項及び同法第十八条第三項（これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の確認証

二 建築基準法第七条第五項及び同法第十八条第十八項（これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の検査済証

三 法第三十四条の二第二項第四号に規定する建物状況調査の結果についての報告書

四 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書

五 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五十条第三項及び同規則第六条第三項に規定する書類

六 当該住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書

ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項の建設住宅性能評価書

ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類

ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類

(支払金又は預り金)

第十六条の三 法第三十五条第一項第十一号の国土交通省令・内閣府令で定める支払金又は預り金は、代金、交換差金、借賃、権利金、敷金その他のいかなる名義をもつて授受されるかを問わず、宅地建物取引業者の相手方等から宅地建物取引業者がその取引の対象となる宅地又は建物に申し受領する金銭とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

一 受領する額が五十万円未満のもの

二 法第四十一条又は第四十一条の二の規定により、保全措置が講ぜられている手付金等

三 売主又は交換の当事者である宅地建物取引業者が登記以後に受領するもの

四 報酬

(支払金又は預り金の保全措置)

第十六条の四 宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金について法第三十五条第一項第十一号の国土交通省令・内閣府令で定める保全措置は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 銀行、信託会社その他令第四条に定める金融機関又は指定保証機関（以下「銀行等」という。）との間において、宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の返還債務その他の当該支払金又は預り金に関する債務を負

うこととなつた場合において当該銀行等がその債務を連帯して保証することを委託する契約（以下「一般保証委託契約」という。）を締結し、かつ、当該一般保証委託契約に基づいて当該銀行等が当該債務を連帯して保証することを約する書面を宅地建物取引業者の相手方等に交付すること。

二 保険事業者との間において、宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の返還債務その他の当該支払金又は預り金に関する債務の不履行により宅地建物取引業者の相手方等に生じた損害のうち少なくとも当該債務の不履行に係る支払金又は預り金の額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結し、かつ、保険証券又はこれに代わるべき書面を宅地建物取引業者の相手方等に交付すること。

三 次のイからハまでに掲げる措置をいずれも講ずること。

イ 指定保管機関との間において、宅地建物取引業者が自己に代理して当該指定保管機関に支払金又は預り金を受領させることとするとともに、当該指定保管機関が、当該宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の額に相当する額の金銭を保管することとを約する契約（以下「一般寄託契約」という。）を締結し、かつ、当該一般寄託契約を証する書面を宅地建物取引業者の相手方等に交付すること。

ロ 宅地建物取引業者の相手方等との間において、宅地建物取引業者の相手方等が宅地建物取引業者に対して有することとなる支払金又は預り金の返還を目的とする債権の担保として、一般寄託契約に基づく寄託金の返還を目的とする債権について質権を設定する契約（以下「一般質権設定契約」という。）を締結し、かつ、当該一般質権設定契約を証する書面を宅地建物取引業者の相手方等に交付し、及び当該一般質権設定契約による質権の設定を民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条の規定による確定日付のある証書をもつて指定保管機関に通知すること。

ハ イ及びロに掲げる措置を講ずる場合において、既に自ら支払金又は預り金を受領しているときは、自ら受領した支払金又は預り金の額に相当する額（既に指定保管機関

が保管する金銭があるときは、その額を除いた額）の金銭を、宅地建物取引業者の相手方等が支払金又は預り金の支払をする前に、指定保管機関に交付すること。

二 前項第一号の規定による一般保証委託契約は、銀行等が次の各号に掲げる要件に適合する保証契約を宅地建物取引業者の相手方等との間において成立させることを内容とするものでなければならぬ。

一 保証債務が、少なくとも宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の額に相当する額の債務を保証するものであること。

二 保証すべき債務が、少なくとも宅地建物取引業者が売主又は交換の当事者である場合において登記まで、買主である場合においては代金の支払まで、その他の場合においては支払金又は預り金を売主、交換の他の当事者又は貸主が受領するまで（売買又は交換に係る支払金又は預り金を登記前に宅地建物取引業者が受領するときは、登記まで）に生じたものであること。

三 第一項第二号の規定による保証保険契約は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 保険金額が、宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金の額（既に受領した支払金又は預り金があるときは、その額を加えた額）に相当する金額であること。

二 保険期間が、少なくとも保証保険契約が成立した時から、宅地建物取引業者が売主又は交換の当事者である場合においては登記まで、買主である場合においては代金の支払まで、その他の場合においては支払金又は預り金を売主、交換の他の当事者又は貸主が受領するまで（売買又は交換に係る支払金又は預り金を登記前に宅地建物取引業者が受領するときは、登記まで）の期間であること。

四 第一項第三号イの規定による一般寄託契約は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 保管される金額が、宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金の額（既に受領した支払金又は預り金で指定保管機関に保管されていないものがあるときは、その保管されていないものを額を加えた額）に相当する金額であること。

二 保管期間が、少なくとも指定保管機関が宅地建物取引業者に代理して支払金又は預り金を受領した時から、宅地建物取引業者が売主又は交換の当事者である場合においては登記まで、買主である場合においては代金の支払まで、その他の場合においては支払金又は預り金を売主、交換の他の当事者又は貸主が受領するまで（売買又は交換に係る支払金又は預り金を登記前に宅地建物取引業者が受領するときは、登記まで）の期間であること。

五 第一項第三号ロの規定による一般質権設定契約は、設定される質権の存続期間が、少なくとも当該質権が設定された時から、宅地建物取引業者が売主又は交換の当事者である場合においては登記まで、買主である場合においては代金の支払まで、その他の場合においては支払金又は預り金を売主、交換の他の当事者又は貸主が受領するまで（売買又は交換に係る支払金又は預り金を登記前に宅地建物取引業者が受領するときは、登記まで）の期間であるものでなければならぬ。

（担保責任の履行に関する措置）

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 当該宅地又は建物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結

二 当該宅地又は建物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結

三 当該宅地又は建物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結

四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十一条第一項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の供託

（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項）

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の賃借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の賃借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

一 当該宅地又は建物が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第四十五条第一項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨

二 当該宅地又は建物が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨

三 当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十二年法律第二百二十三号）第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

四 当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容

五 当該建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容

イ 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

ロ 建築士

ハ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

二 地方公共団体

六 当該建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨

七 台所、浴室、便所その他の当該建物の設備の整備の状況

八 契約期間及び契約の更新に関する事項
 九 借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十一条第一号に規定する借地権で同法第二十二号第一項の規定の適用を受けるものを設定しようとするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八号第一項若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二条第一項の規定の適用を受けるものをしようとするときは、その旨

十 当該宅地又は建物の用途その他の利用に係る制限に関する事項（当該建物が区分所有法第二号第一項に規定する区分所有権の目的であるときにあつては、第十六条の二第三号に掲げる事項を除く。）
 十一 敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、契約終了時において精算することとされている金銭の精算に関する事項

十二 当該宅地又は建物（当該建物が区分所有法第二号第一項に規定する区分所有権の目的であるものを除く。）の管理が委託されているときは、その委託を受けている者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
 十三 契約終了時における当該宅地の上の建物の取壊しに関する事項を定めようとするときは、その内容

（法第三十五条第三項ただし書の国土交通省令で定める場合）
 第十六条の四の四 法第三十五条第三項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十一項に規定する特定投資家（同法第三十四条の二第五項により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び同法第三十四条の三第四項により特定投資家とみなされる者を信託の受益権の売買の相手方とする場合
- 二 信託の受益権の売買契約の締結前一年以内に売買の相手方に対し当該契約と同一の内容の契約について書面を交付して説明をしている場合
- 三 売買の相手方に対し金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書（書面を交付して説明すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合

2 書面を交付して説明をした日（この項の規定により書面を交付して説明をしたものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該説明に係る売買契約と同一の内容の売買契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において書面を交付して説明をしたものとみなして、前項第二号の規定を適用する。
 （法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める事項）

第十六条の五 法第三十五条第三項第五号に規定する国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては宅地の造成の工事の完了時における当該宅地に接する道路の構造及び幅員、建物の場合にあつては建築の工事の完了時における当該建物の主要構造部、内装及び外装の構造又は仕上げ並びに設備の設置及び構造とする。
 （法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項）

第十六条の四の六 法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該信託財産である建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容
- 二 区分所有法第二条第四項に規定する共用部分に関する規約の定め（その案を含む。次号において同じ。）があるときは、その内容
- 三 区分所有法第二条第三項に規定する専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約の定めがあるときは、その内容
- 四 当該信託財産である一棟の建物又はその敷地の一部を特定の者にのみ使用を許す旨の規約（これに類するものを含む。次号及び第六号において同じ。）の定め（その案を含む。次号及び第六号において同じ。）があるときは、その内容
- 五 当該信託財産である一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用、通常の管理費用その他の当該建物の所有者が負担しなければならぬ費用を特定の者にのみ減免する旨の規約の定めがあるときは、その内容
- 六 当該信託財産である一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用の積立を行う旨の規約の定めがあるときは、その内容及び既に積み立てられている額
- 七 当該信託財産である建物の所有者が負担しなければならない通常の管理費用の額

八 当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理が委託されているときは、その委託を受けている者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
 九 当該信託財産である一棟の建物の維持修繕の実施状況が記録されているときは、その内容
 （法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項）

第十六条の四の七 法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号の二まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。

一 当該信託財産である宅地又は建物が宅地造成及び特定盛土等規制法第四十五条第一項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨

- 二 当該信託財産である宅地又は建物が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨
- 三 当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨
- 三の二 水防法施行規則第十一条第一号の規定により当該信託財産である宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該信託財産である宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該信託財産である宅地又は建物の所在地
- 四 当該信託財産である建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容
- 五 当該信託財産である建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容
- イ 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関
- ロ 建築士

ハ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
 ニ 地方公共団体
 六 当該信託財産である建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨

七 当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に關し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものを講じられていたときは、その概要

イ 当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に關する保証保険契約又は責任保険契約の締結
 ロ 当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に關する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結

ハ 当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に關する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）
 第十六条の四の八 法第三十五条第八項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は法第三十五条第八項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方（法第三十五条第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等、同条第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は同条第三項に規定する売買の相手方）以下同じ。）若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する

者をいう。以下この条及び第十六条の四の十において同じ。の使用に係る電子計算機と相手方等（相手方又は相手方との契約により相手方ファイル（専ら相手方の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ 宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた当該相手方の相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 相手方が相手方ファイルへの記録を出力することに書面を作成することができるものであること。
二 ファイルに記録された記載事項について、変更が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 前項第一号に掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に対し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
四 書面の交付に係る宅地建物取引士が明示されるものであること。

第十六条の四の九 法第三十五条第九項の国土交通省令で定める方法については、前条の規定を準用する。
（重要事項説明に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）
第十六条の四の十 令第三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十六条の四の八第一項各号に掲げる方法のうち宅地建物取引業者等が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）
第十六条の四の十一 令第三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
イ 相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に令第三条の三第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられた相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
前項各号に掲げる方法は、宅地建物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
（書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）
第十六条の四の十二 法第三十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は法第三十七条第四項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方（同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）をいう。以下この条及び第十六条の四の十五において同じ。）若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する者をいう。以下この条

及び第十六条の四の十四において同じ。の使用に係る電子計算機と相手方等（相手方又は相手方との契約により相手方ファイル（専ら相手方の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ 宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた当該相手方の相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 相手方が相手方ファイルへの記録を出力することに書面を作成することができるものであること。
二 ファイルに記録された記載事項について、変更が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 前項第一号に掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を相手方に対し通知するものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
四 書面の交付に係る宅地建物取引士が明示されるものであること。

第十六条の四の十三 法第三十七条第五項の国土交通省令で定める方法については、前条の規定を準用する。
（書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）
第十六条の四の十四 令第三条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十六条の四の十二第一項各号に掲げる方法のうち宅地建物取引業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式
（書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）
第十六条の四の十五 令第三条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
イ 相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に令第三条の四第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられた相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
前項各号に掲げる方法は、宅地建物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
（法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所）
第十六条の五 法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる場所のうち、法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべきもの
イ 当該宅地建物取引業者の事務所以外の場所で継続的に業務を行うことができる施設を有するもの
ロ 当該宅地建物取引業者が同一の宅地建物の分譲を案内所（土地に定着する建物内に設けられるものに限る。二において同じ。）を設置して行う場合にあつては、その案内所

ハ 当該宅地建物取引業者が他の宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の売却について

て代理又は媒介の依頼を受けた場合にあつては、代理又は媒介の依頼を受けた他の宅地建物取引業者の事務所又は事務所以外の場所を継続的に業務を行うことができる施設を有するもの

二 当該宅地建物取引業者が同一の宅地建物の分譲の代理又は媒介の依頼をし、かつ、依頼を受けた宅地建物取引業者がその代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

ホ 当該宅地建物取引業者（当該宅地建物取引業者が他の宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の売却について代理又は媒介の依頼をした場合にあつては、代理又は媒介の依頼を受けた他の宅地建物取引業者を含む。）が法第二十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべき場所（土地に定着する建物内ものに限る。）で宅地又は建物の売買契約に関する説明をした後、当該宅地又は建物に關し展示会その他これに類する催しを土地に定着する建物内において実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所

二 当該宅地建物取引業者の相手方がその自宅又は勤務する場所において宅地又は建物の売買契約に関する説明を受ける旨を申し出た場合にあつては、その相手方の自宅又は勤務する場所

（申込みの撤回等の告知）
第十六条の六 法第三十七条の二第一項第一号の規定により申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う方法について告げるときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付して告げなければならない。

一 買受けの申込みをした者又は買主の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所

二 売主である宅地建物取引業者の商号又は名称及び住所並びに免許証番号

三 告げられた日から起算して八日を経過する日までの間は、宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払った場合を除き、書面により買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除を行うことができること。

四 前号の買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除があつたときは、宅地建物取引業者は、その買受けの申込みの撤回又は売買契約

の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

五 第三号の買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除は、買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除を行う旨を記載した書面を發した時に、その効力を生ずること。

六 第三号の買受けの申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、その買受けの申込み又は売買契約の締結に際し手付金その他の金銭が支払われているときは、宅地建物取引業者は、遅滞なく、その全額を返還すること。

（法第四十一条第一項の規定により交付しなればならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）
第十六条の七 法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの
イ 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機と買主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

ロ 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十一条第一項第一号に規定する保証委託契約に基づき当該契約を締結した銀行等が手付金等の返還債務を連帯して保証する旨又は同項第二号に規定する保証保険契約で約する事項（以下「契約事項」という。）を電気通信回線を通じて買主の閲覧に供し、当該買主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項を記録する措置

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項を記録したものを交付する措置
前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 買主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
第三号の「電子情報処理組織」とは、宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機と、

買主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
（法第四十一条第一項の規定により交付しなればならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）
第十六条の八 令第四条の二第一項の規定により示すべき電磁的措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十六条の七第一項に掲げる措置のうち宅地建物取引業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方法
（法第四十一条第一項の規定により交付しなればならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承継の取得）
第十六条の九 令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機と買主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十一条第五項の承諾に関する事項（令第四条の三第一項に規定する電磁的方法による承諾又は当該承諾をしない旨の申出をする場合にあつては、法第四十一条の二第六項の承諾に関する事項）を電気通信回線を通じて買主の閲覧に供し、当該宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法
前項第一号の「電子情報処理組織」とは、宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機と、買主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
（法第四十一条の二第一項の規定により交付しなればならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）
第十六条の十 第十六条の七の規定は、法第四十一条の二第六項の国土交通省令・内閣府令で定

める措置について準用する。この場合において、第十六条の七第一項第一号ロ中「法第四十一条第一項第一号に規定する保証委託契約に基づき当該契約を締結した銀行等が手付金等の返還債務を連帯して保証する旨又は同項第二号に規定する保証保険契約で約する事項」とあるのは「法第四十一条の二第一項第一号に規定する手付金等寄託契約で約する事項及び同項第二号に規定する質権設定契約で約する事項」と読み替えるものとする。
（法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為）
第十六条の十一 法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 宅地建物取引業者に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をすること。
イ 当該契約の目的物である宅地又は建物の将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供すること。

ロ 正当な理由なく、当該契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えないことを拒むこと。
ハ 当該勧誘に先立つて宅地建物取引業者の商号又は名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに当該契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うこと。

二 宅地建物取引業者の相手方等が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。
ホ 迷惑を覚えさせるような時間に電話し、又は訪問すること。
ヘ 深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させること。

二 宅地建物取引業者の相手方等が契約の申込みの撤回を行うに際し、既に受領した預り金を返還することを拒むこと。
三 宅地建物取引業者の相手方等が手付金を放棄して契約の解除を行うに際し、正当な理由なく、当該契約の解除を拒み、又は妨げること。

（法第四十一条の二第一項第一号ロ中「法第四十一条第一項第一号に規定する保証委託契約に基づき当該契約を締結した銀行等が手付金等の返還債務を連帯して保証する旨又は同項第二号に規定する保証保険契約で約する事項」とあるのは「法第四十一条の二第一項第一号に規定する手付金等寄託契約で約する事項及び同項第二号に規定する質権設定契約で約する事項」と読み替えるものとする。）
（法第四十七條の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為）
第十六條の十一 法第四十七條の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一 宅地建物取引業者に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をすること。
イ 当該契約の目的物である宅地又は建物の将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供すること。
ロ 正当な理由なく、当該契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えないことを拒むこと。
ハ 当該勧誘に先立つて宅地建物取引業者の商号又は名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに当該契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うこと。
二 宅地建物取引業者の相手方等が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。
ホ 迷惑を覚えさせるような時間に電話し、又は訪問すること。
ヘ 深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させること。
二 宅地建物取引業者の相手方等が契約の申込みの撤回を行うに際し、既に受領した預り金を返還することを拒むこと。
三 宅地建物取引業者の相手方等が手付金を放棄して契約の解除を行うに際し、正当な理由なく、当該契約の解除を拒み、又は妨げること。

(証明書の様式)
第十七条 法第四十八条第一項に規定する証明書の様式は、別記様式第八号によるものとする。

(従業者名簿の記載事項等)
第十七条の二 法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 生年月日
- 二 主たる職務内容
- 三 宅地建物取引士であるか否かの別
- 四 当該事務所の従業者となつた年月日
- 五 当該事務所の従業者でなくなつたときは、その年月日

2 法第四十八条第三項に規定する従業者名簿の様式は、別記様式第八号の二によるものとする。

3 法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名、住所及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 宅地建物取引業者は、法第四十八条第三項に規定する従業者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。

(帳簿の記載事項等)

第十八条 法第四十九条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 売買若しくは交換又は売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の別(取引一任代理等(法第五十条の二第一項に規定する取引一任代理等をいう。以下同じ。)に係るものである場合は、その旨を含む。)
- 二 売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者及びこれらの者の代理人の氏名及び住所
- 三 取引に関与した他の宅地建物取引業者の商号又は名称(当該宅地建物取引業者が個人である場合においては、その者の氏名)

四 宅地の場合にあつては、現況地目、位置、形状その他当該宅地の概況

五 建物の場合にあつては、構造上の種別、用途その他当該建物の概況

六 売買金額、交換物件の品目及び交換差金又は賃料

七 報酬の額

八 宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下この条において同じ。)の場合にあつては、次に掲げる事項

- イ 当該新築住宅を引き渡しした年月日
- ロ 当該新築住宅の床面積
- ハ 当該新築住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十五号)第六条第一項の販売新築住宅であるときは、同項の書面に記載された二以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合(同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。)の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

二 当該新築住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。)と住宅販売瑕疵担保責任保険契約(同法第二条第六項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約をいう。)を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

九 取引に関する特約その他参考となる事項

2 法第四十九条に規定する宅地建物取引のあつた年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十九条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 宅地建物取引業者は、法第四十九条に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間(当該宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、十年間)当該帳簿を保存しなければならない。(標識の掲示等)

第十九条 法第五十条第一項の国土交通省令で定める業務を行う場所は、次に掲げるもので第十五条の五の二に規定する場所以外のものとする。

- 一 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所(事務所以外のもの)
- 二 宅地建物取引業者が同一の宅地建物の分譲をする場合における当該宅地又は建物の所在する場所
- 三 前号の分譲を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所
- 四 他の宅地建物取引業者が行う同一の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所
- 五 宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所

2 法第五十条第一項の規定により宅地建物取引業者が掲げる標識の様式は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に掲げる様式とする。

- 一 事務所 別記様式第九号
- 二 前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所(法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべきもの) 別記様式第十号
- 三 前項第一号、第三号又は第五号に規定する場所(前号に規定するもの以外のもの) 別記様式第十号の二
- 四 前項第二号に規定する場所 別記様式第十号
- 五 前項第四号に規定する場所(法第三十一条の三第一項の規定により同項に規定する宅地建物取引士を置くべきもの) 別記様式第十一号の二
- 六 前項第四号に規定する場所(前号に規定するもの以外のもの) 別記様式第十一号の三

3 法第五十条第二項の規定による届出をしようとする者は、その業務を開始する日の十日前までに、別記様式第十二号による届出書を提出しなければならない。

第十九条の二 法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した

認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 免許証番号

三 資本金の額(外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、その本邦支店の持込資本金(資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。)の額とする。次条第一号において同じ。)並びに役員及び重要な使用人(取引一任代理等に係る業務を行う事務所の業務を統括する者及びこれに準ずる者、取引一任代理等に係る業務の用に供する目的で宅地若しくは建物の価値の分析又は当該分析に基づき投資判断を行う者並びに投資判断並びに宅地又は建物の売買、交換、貸借及び管理に係る各判断に関する業務を統括する者及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 取引一任代理等に係る業務を行う事務所の名称及び所在地

五 取引一任代理等に係る業務の方法

六 認可を申請しようとする法人の発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額

七 認可を申請しようとする法人の役員が、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の名氏並びに当該他の会社の商号及び業務の種類又は当該事業の種類(前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。)

一 役員及び重要な使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書又はこれに代わる書面

二 役員及び重要な使用人が、法第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

三 役員及び重要な使用人の略歴を記載した書面

四 定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

六 今後三年間(業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度をいう。以下同じ。)

三 取引一任代理等に係る認可の申請)

における当該業務の収支の見込みを記載した書面

七 今後三年間の純資産額（資産総額から負債総額を減じた金額をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面

八 今後三年間の取引一任代理等に係る契約に係る契約資産額の見込みを記載した書面

九 取引一任代理等に係る業務に関する管理体制の整備状況を記載した書面

十 取引一任代理等に係る業務に関する苦情処理体制の整備状況を記載した書面

3 国土交通大臣は、法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者の役員及び重要な使用人に係る機密保持本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないうときは、法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

4 国土交通大臣は、法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者に対し、第二項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

5 第一項に規定する認可申請書の様式は、別記様式第十二号の二によるものとし、第二項第二号及び第三号並びに第六号から第十号までに掲げる添付書類の様式は、別記様式第十二号の三によるものとする。

（認可の具体的基準）

第十九条の二の二 国土交通大臣は、法第五十条の二第一項の規定による認可の申請が法第五十条の二の三第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次の各号のいずれかに該当するかどうかを審査しなければならない。

一 法第五十条の二の三第一項第一号に掲げる基準については、資本金の額が五千万円以上の株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。）でないこと。

二 法第五十条の二の三第一項第二号に掲げる基準については、次のイ又はロのいずれかを満たしていないこと。

イ 今後三年間の純資産額が、五千万円を下回らない水準に維持されると見込まれること。

ロ 取引一任代理等に係る業務の収支の見込みが、今後三年間に黒字になると見込まれること。

三 法第五十条の二の三第一項第三号に掲げる基準として次のイからへのいずれかを満たしていないこと。

イ 取引一任代理等に係る業務を公正かつ的確に遂行できる経営体制であり、かつ、経営方針も健全なものであること。

ロ 役員のうち、経歴及び業務遂行上の能力等に照らして認可宅地建物取引業者としての業務運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

ハ 重要な使用人のうちに、大規模な投資判断又は宅地若しくは建物の売買、交換、貸借及び管理に係る各判断に関する業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有する者が含まれていること。

ニ 管理部門（法令その他の規則の遵守状況を管理し、その遵守を指導する部門をいう。）の責任者が定められ、法令その他の規則が遵守される体制が整っていること。

ホ 管理部門の責任者と取引一任代理等に係る業務に係る部門の担当者又はその責任者が兼任していないこと。

ヘ 顧客からの資産運用状況の照会に、短時間で回答できる体制となっていること等取引一任代理等に係る業務について管理体制が整備されていること。

（法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項ただし書の国土交通省令で定める場合）

第十九条の二の三 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第五十条の二の四に規定する投資事業が、主として宅地又は建物に係る信託の受益権以外に対するものである場合

二 金融商品取引法第二十三条第一項に規定する特定投資家（同法第三十四条の二第五項により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び同法第三十四条の三第四項により特定投資家とみなされる者を不動産信託受益権売買等の相手方とする場合

三 不動産信託受益権売買等の契約締結前一年以上以内に売買の相手方に対し当該契約と同一の内容の契約について書面を交付して説明をしている場合

四 売買の相手方に対し金融商品取引法第二十条第十項に規定する目論見書（書面を交付して

説明すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合

2 書面を交付して説明をした日（この項の規定により書面を交付して説明をしたものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該説明に係る売買契約と同一の内容の売買契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において書面を交付して説明をしたものとみなして、前項第三号の規定を適用する。

（法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める事項）

第十九条の二の四 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める事項

第十九条の二の五 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該信託財産である建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容

二 区分所有法第二条第四項に規定する共用部分に関する規約の定め（その案を含む。次号において同じ。）があるときは、その内容

三 区分所有法第二条第三項に規定する専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約の定めがあるときは、その内容

四 当該信託財産である一棟の建物又はその敷地の一部を特定の者にのみ使用を許す旨の規約（これに類するものを含む。次号及び第六号において同じ。）の定め（その案を含む。次号及び第六号において同じ。）があるときは、その内容

五 当該信託財産である一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用、通常の管理費用その他の当該建物の所有者が負担しなければならぬ費用を特定の者にのみ減免する旨の規約の定めがあるときは、その内容

六 当該信託財産である一棟の建物の計画的な維持修繕のための費用の積立てを行う旨の規約の定めがあるときは、その内容及び既に積み立てられている額

七 当該信託財産である建物の所有者が負担しなければならない通常の管理費用の額

八 当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理が委託されているときは、その委託を受けている者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

九 当該信託財産である一棟の建物の維持修繕の実施状況が記録されているときは、その内容

（法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項）

第十九条の二の六 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地である場合に於ては第一号から第三号の二まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物である場合に於ては第一号から第七号までに掲げるものとする。

一 当該信託財産である宅地又は建物が宅地造成及び特定盛土等規制法第四十五条第一項により指定された造成宅地防犯区域内にあるときは、その旨

二 当該信託財産である宅地又は建物が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨

三 当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

三の二 水防法施行規則第十一条第一号の規定により当該信託財産である宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該信託財産である宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該信託財産である宅地又は建物の所在地

四 当該信託財産である建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容

五 当該信託財産である建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除

く。)が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容

イ 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

ロ 建築士

ハ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十一条に規定する登録住宅性能評価機関

ニ 地方公共団体

六 当該信託財産である建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十一条に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨

七 当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものを講じられているときは、その概要

イ 当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結

ロ 当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結

ハ 当該信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結

第十九条の二の七 法第五十条の二の五第一項の規定による指定は、宅地及び建物の流通の実情、相当数の登録の見込み、宅地及び建物の取引に係る情報ネットワークの効率的な構築の見通し等を勘案して国土交通大臣が定める地域とに一を限り、行うものとする。

(心身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者)

第十九条の二の八 法第五十条の二の五第一項第三号ハの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により指定流通機構の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定流通機構の指定の公示事項)

第十九条の三 法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、前条の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。

(業務の一部委託の承認申請)

第十九条の四 指定流通機構は、法第五十条の三第二項の規定により、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 受託者の商号又は名称及び代表者の氏名

二 受託者の事務所所在地

三 委託しようとする業務内容及び範囲

四 委託の期間

五 委託を必要とする理由

六 前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 受託者の定款又は寄附行為

二 受託者の登記事項証明書

三 受託者の役員の履歴書

四 業務の委託契約書の写し

五 受託者の業務の実施に関する基本的な計画

六 受託者の直前三年の各年度における事業報告書及び収支決算書

七 受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

八 受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イ(法第五十条第一項第一号に係る部分を除く)からハまでに該当しないことを誓約する書面

三 国土交通大臣は、指定流通機構に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

四 第一項の規定による委託承認申請書の様式は、別記様式第十二号の四によるものとし、第二項第八号の誓約書の様式は、別記様式第十二号の五によるものとする。

(登録業務規程で定めるべき事項)

第十九条の五 法第五十条の五第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録業務の実施方法(登録業務の連携、代行等に関する他の指定流通機構との協定の締結を含む。)

能の障害により指定流通機構の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定流通機構の指定の公示事項)

第十九条の三 法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、前条の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。

(業務の一部委託の承認申請)

第十九条の四 指定流通機構は、法第五十条の三第二項の規定により、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 受託者の商号又は名称及び代表者の氏名

二 受託者の事務所所在地

三 委託しようとする業務内容及び範囲

四 委託の期間

五 委託を必要とする理由

六 前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 受託者の定款又は寄附行為

二 受託者の登記事項証明書

三 受託者の役員の履歴書

四 業務の委託契約書の写し

五 受託者の業務の実施に関する基本的な計画

六 受託者の直前三年の各年度における事業報告書及び収支決算書

七 受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

八 受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イ(法第五十条第一項第一号に係る部分を除く)からハまでに該当しないことを誓約する書面

三 国土交通大臣は、指定流通機構に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

四 第一項の規定による委託承認申請書の様式は、別記様式第十二号の四によるものとし、第二項第八号の誓約書の様式は、別記様式第十二号の五によるものとする。

(登録業務規程で定めるべき事項)

第十九条の五 法第五十条の五第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録業務の実施方法(登録業務の連携、代行等に関する他の指定流通機構との協定の締結を含む。)

二 登録業務に関する料金

三 登録業務に関する契約約款

四 登録業務の一部委託に関する事項

五 その他登録業務に関し必要な事項

(登録を証する書面の発行)

第十九条の六 法第五十条の六の規定による登録を証する書面の発行は、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

一 登録番号

二 登録年月日

三 法第三十四条の二第五項の規定により登録された事項

(売買契約等に係る件数等の公表)

第十九条の七 法第五十条の七の国土交通省令で定める事項は、毎月の売買又は交換の契約に係る物件についての都道府県別及び種類別の単位面積当たりの取引価格の平均とする。

二 法第五十条の七の規定による公表は、当該指定流通機構の事務所における備付けその他の適当な方法により、毎年少なくとも一回行うものとする。

(登録業務の休廃止の届出事項)

第十九条の八 法第五十条の十三の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 休止し、又は廃止しようとする登録業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(他の指定流通機構による登録業務の実施の公示)

第十九条の九 法第五十条の十五第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 代行される指定流通機構の名称

二 代行する指定流通機構の名称

三 代行する業務の範囲

四 代行する業務を開始する年月日

(事業計画書の記載事項)

第二十條 法第五十一条第三項第二号及び第六十三条第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、主要な保証委託者別及び支店別保証計画とする。

(添付書類等)

第二十一条 法第五十一条第三項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 登記事項証明書

二 申請時における貸借対照表

三 役員の履歴書

四 役員が法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

五 役員が法第五十二条第七号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面

二 国土交通大臣は、法第四十一条第一項第一号の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

三 法第五十一条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第十三号によるものとし、第一項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十四号によるものとする。

(事業方法書の記載事項)

第二十二条 法第五十一条第四項の国土交通省令で定める事項は、指定保証機関の資産の運用方法に関する事項並びに保証委託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項とする。

(保証委託契約約款の基準)

第二十三条 保証委託契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 保証債務の範囲及び保証期間に関する事項

二 保証金の請求に関する事項

三 保証金の支払に関する事項

四 保証委託者の通知義務に関する事項

五 調査に関する事項

二 前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、法第四十一条第二項各号に掲げる要件に適合する保証契約を成立させる旨が定められていること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、買主が保証金の支払を受けようとするときは、保証証書を提示して請求すべき旨が定められていること。

三 前項第三号に掲げる事項にあつては、買主から保証金の支払の請求があつた場合においては、指定保証機関は、その日から三十日を超えない一定期間内に保証金を支払う旨が定められていること。

四 前項第四号に掲げる事項にあつては、保証に係る宅地又は建物の売買契約の内容の重大

二 登録業務に関する料金

三 登録業務に関する契約約款

四 登録業務の一部委託に関する事項

五 その他登録業務に関し必要な事項

(登録を証する書面の発行)

第十九条の六 法第五十条の六の規定による登録を証する書面の発行は、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

一 登録番号

二 登録年月日

三 法第三十四条の二第五項の規定により登録された事項

(売買契約等に係る件数等の公表)

第十九条の七 法第五十条の七の国土交通省令で定める事項は、毎月の売買又は交換の契約に係る物件についての都道府県別及び種類別の単位面積当たりの取引価格の平均とする。

二 法第五十条の七の規定による公表は、当該指定流通機構の事務所における備付けその他の適当な方法により、毎年少なくとも一回行うものとする。

(登録業務の休廃止の届出事項)

第十九条の八 法第五十条の十三の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 休止し、又は廃止しようとする登録業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(他の指定流通機構による登録業務の実施の公示)

第十九条の九 法第五十条の十五第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 代行される指定流通機構の名称

二 代行する指定流通機構の名称

三 代行する業務の範囲

四 代行する業務を開始する年月日

(事業計画書の記載事項)

第二十條 法第五十一条第三項第二号及び第六十三条第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、主要な保証委託者別及び支店別保証計画とする。

(添付書類等)

第二十一条 法第五十一条第三項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 登記事項証明書

二 申請時における貸借対照表

三 役員の履歴書

四 役員が法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

五 役員が法第五十二条第七号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面

二 国土交通大臣は、法第四十一条第一項第一号の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

三 法第五十一条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第十三号によるものとし、第一項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十四号によるものとする。

(事業方法書の記載事項)

第二十二条 法第五十一条第四項の国土交通省令で定める事項は、指定保証機関の資産の運用方法に関する事項並びに保証委託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項とする。

(保証委託契約約款の基準)

第二十三条 保証委託契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 保証債務の範囲及び保証期間に関する事項

二 保証金の請求に関する事項

三 保証金の支払に関する事項

四 保証委託者の通知義務に関する事項

五 調査に関する事項

二 前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、法第四十一条第二項各号に掲げる要件に適合する保証契約を成立させる旨が定められていること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、買主が保証金の支払を受けようとするときは、保証証書を提示して請求すべき旨が定められていること。

三 前項第三号に掲げる事項にあつては、買主から保証金の支払の請求があつた場合においては、指定保証機関は、その日から三十日を超えない一定期間内に保証金を支払う旨が定められていること。

四 前項第四号に掲げる事項にあつては、保証に係る宅地又は建物の売買契約の内容の重大

二 登録業務に関する料金

三 登録業務に関する契約約款

四 登録業務の一部委託に関する事項

五 その他登録業務に関し必要な事項

(登録を証する書面の発行)

第十九条の六 法第五十条の六の規定による登録を証する書面の発行は、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

一 登録番号

二 登録年月日

三 法第三十四条の二第五項の規定により登録された事項

(売買契約等に係る件数等の公表)

第十九条の七 法第五十条の七の国土交通省令で定める事項は、毎月の売買又は交換の契約に係る物件についての都道府県別及び種類別の単位面積当たりの取引価格の平均とする。

二 法第五十条の七の規定による公表は、当該指定流通機構の事務所における備付けその他の適当な方法により、毎年少なくとも一回行うものとする。

(登録業務の休廃止の届出事項)

第十九条の八 法第五十条の十三の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 休止し、又は廃止しようとする登録業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(他の指定流通機構による登録業務の実施の公示)

第十九条の九 法第五十条の十五第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 代行される指定流通機構の名称

二 代行する指定流通機構の名称

三 代行する業務の範囲

四 代行する業務を開始する年月日

(事業計画書の記載事項)

第二十條 法第五十一条第三項第二号及び第六十三条第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、主要な保証委託者別及び支店別保証計画とする。

(添付書類等)

第二十一条 法第五十一条第三項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 登記事項証明書

二 申請時における貸借対照表

三 役員の履歴書

四 役員が法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

五 役員が法第五十二条第七号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面

二 国土交通大臣は、法第四十一条第一項第一号の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

三 法第五十一条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第十三号によるものとし、第一項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十四号によるものとする。

(事業方法書の記載事項)

第二十二条 法第五十一条第四項の国土交通省令で定める事項は、指定保証機関の資産の運用方法に関する事項並びに保証委託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項とする。

(保証委託契約約款の基準)

第二十三条 保証委託契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 保証債務の範囲及び保証期間に関する事項

二 保証金の請求に関する事項

三 保証金の支払に関する事項

四 保証委託者の通知義務に関する事項

五 調査に関する事項

二 前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、法第四十一条第二項各号に掲げる要件に適合する保証契約を成立させる旨が定められていること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、買主が保証金の支払を受けようとするときは、保証証書を提示して請求すべき旨が定められていること。

三 前項第三号に掲げる事項にあつては、買主から保証金の支払の請求があつた場合においては、指定保証機関は、その日から三十日を超えない一定期間内に保証金を支払う旨が定められていること。

四 前項第四号に掲げる事項にあつては、保証に係る宅地又は建物の売買契約の内容の重大

な変更その他保証債務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じた場合には、保証委託者は、当該事実を、遅滞なく、指定保証機関に通知すべき旨が定められていること。

五 前項第五号に掲げる事項にあつては、指定保証機関は、保証債務を履行するうえで必要と認める場合に、保証委託者の業務及び財産の状況について調査を行ない、又は報告を求めることができる旨が定められていること。
三 保証委託契約約款には、次の事項が記載されていなければならない。
一 戦争、暴動その他の事変又は地震、噴火その他これらに類する天災等保証委託者の責に帰すことのできない事由以外の事由によつて手付金等の返還債務が生じた場合に正当の理由がなくてその保証債務の履行の責に任じない旨の定め
二 保証契約に基づいて、保証金を支払つた場合に、保証委託者に対し有することとなる求償権を放棄し、又は買主に代位しない旨の定め

三 前項第二号に掲げる事項のほか買主に著しく不利となる定め又は指定保証機関の健全な運営に重大な支障となる定め
(心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者)
第二十三条の二 法第五十二条第七号ホの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により手付金等保証事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
(変更の届出)
第二十四条 指定保証機関は、法第五十三条の規定による届出を行なおうとするときは、その旨を書面で国土交通大臣に届け出なければならない。

二 前項の規定による変更の届出が商号、役員の名若しくは住所、本店若しくは支店の名称若しくは所在地、資本金の額又は定款に係るものであるときは、その変更を証する書面を前項の書面に添付しなければならない。
三 第一項の規定による変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、前項に掲げる書面のほか、当該役員の履歴書、法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の

長の証明書及び同号口からホまでに該当しないことを誓約する書面を第一項の書面に添付しなければならない。
(事業報告書の様式)
第二十五条 法第六十三条第三項に規定する事業報告書の様式は、別記様式第十五号によるものとする。
第二十五条の二 削除
(法第六十二条の三第二項において準用する法第五十一条第三号の国土交通省令で定める営業所)
第二十五条の三 法第六十三条の三第二項において読み替えて準用する法第五十一条第三号の国土交通省令で定める営業所は、常時手付金等保管事業に係る手付金等寄託契約を締結する事務所とする。
(事業計画書の記載事項)
第二十五条の四 法第六十三条の三第二項において準用する法第五十一条第三号第二号及び第六十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、主要な寄託者別及び支店別保管計画とする。
(添付書類等)
第二十五条の五 法第六十三条の三第二項において準用する法第五十一条第三号第四号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 登記事項証明書
二 申請時における貸借対照表
三 役員名簿
四 役員が法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
五 役員が法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号口からホまでに該当しないことを誓約する書面
六 手付金等保管事業に係る質権設定契約約款
七 国土交通大臣は、法第四十一条の二第一項第一号の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するものほか、必要と認める書類を提出させることができる。
三 法第六十三条の三第二項において準用する法第五十一条第三号の二によるものとし、第一項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十六号の三によるものとする。
(事業方法書の記載事項)
第二十五条の六 法第六十三条の三第二項において準用する法第五十一条第四項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 支店及び第二十五条の三に規定する営業所の権限に関する事項
二 手付金等寄託契約の締結の方法に関する事項
三 寄託金に係る質権の実行に関する事項
四 寄託金に係る質権の消滅に関する事項
五 指定保証機関の資産の運用方法に関する事項
六 寄託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項
七 事業方法書の変更に関する事項
七 (手付金等寄託契約約款の基準等)
第二十五条の七 手付金等寄託契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 保管される金額及び保管期間に関する事項
二 寄託金に係る質権の実行に伴う寄託金の支払請求に関する事項
三 寄託金に係る質権の消滅に伴う寄託金の支払請求に関する事項
四 寄託金に係る質権の実行に伴う寄託金の支払に関する事項
五 手付金等を受領する権限に関する事項
六 寄託者の通知義務に関する事項
七 調査に関する事項

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、法第四十一条の二第二号各号に掲げる要件に適合する手付金等寄託契約を成立させる旨が定められていること。
二 前項第二号に掲げる事項にあつては、買主が質権の実行に伴い指定保証機関から寄託金の支払を受けようとするときは、質権設定契約書及び寄託金の保管を証する書面を提示して請求すべき旨が定められていること。
三 前項第三号に掲げる事項にあつては、寄託者が質権の消滅に伴い指定保証機関から寄託金の支払を受けようとするときは、質権の消滅を証する書面及び寄託金の保管を証する書面を提示して請求すべき旨が定められていること。
四 前項第四号に掲げる事項にあつては、買主から寄託金の支払の請求があつた場合においては、指定保証機関は、その日から三十日を超えない一定期間内に寄託金を支払う旨が定められていること。

五 前項第五号に掲げる事項にあつては、寄託者が指定保証機関に対して自己に代理して手付金等を受領する旨の意思表示がなされる定め及び当該寄託者が自ら手付金等を受領せず、かつ、指定保証機関以外の者に対して自己に代理して手付金等を受領する権限を授与しない旨が定められていること。
六 前項第六号に掲げる事項にあつては、寄託に係る宅地又は建物の売買契約の内容の重大な変更その他寄託金の返還債務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じた場合には、寄託者は、当該事実を、遅滞なく、指定保証機関に通知すべき旨が定められていること。
七 前項第七号に掲げる事項にあつては、指定保証機関は、寄託金の返還債務を履行する上で必要と認める場合は、寄託者の業務及び財産の状況について調査を行ない、又は報告を求めることができる旨が定められていること。
八 質権設定契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。
一 質権の目的となる債権に関する事項
二 質権の存続期間に関する事項
三 質権の担保すべき債権に関する事項
四 前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。
一 前項第一号に掲げる事項にあつては、手付金等寄託契約に基づく寄託金の返還を目的とする債権について質権を設定する旨が定められていること。
二 前項第二号に掲げる事項にあつては、法第四十一条の二第三項に掲げる要件に適合する質権設定契約を成立させる旨が定められていること。
三 前項第三号に掲げる事項にあつては、買主が宅地建物取引業者に對して有することとなる手付金等の返還を目的とする債権の担保として質権を設定する旨が定められていること。

五 前項第五号に掲げる事項にあつては、寄託者が指定保証機関に対して自己に代理して手付金等を受領する旨の意思表示がなされる定め及び当該寄託者が自ら手付金等を受領せず、かつ、指定保証機関以外の者に対して自己に代理して手付金等を受領する権限を授与しない旨が定められていること。
六 前項第六号に掲げる事項にあつては、寄託に係る宅地又は建物の売買契約の内容の重大な変更その他寄託金の返還債務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じた場合には、寄託者は、当該事実を、遅滞なく、指定保証機関に通知すべき旨が定められていること。
七 前項第七号に掲げる事項にあつては、指定保証機関は、寄託金の返還債務を履行する上で必要と認める場合は、寄託者の業務及び財産の状況について調査を行ない、又は報告を求めることができる旨が定められていること。
八 質権設定契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。
一 質権の目的となる債権に関する事項
二 質権の存続期間に関する事項
三 質権の担保すべき債権に関する事項
四 前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。
一 前項第一号に掲げる事項にあつては、手付金等寄託契約に基づく寄託金の返還を目的とする債権について質権を設定する旨が定められていること。
二 前項第二号に掲げる事項にあつては、法第四十一条の二第三項に掲げる要件に適合する質権設定契約を成立させる旨が定められていること。
三 前項第三号に掲げる事項にあつては、買主が宅地建物取引業者に對して有することとなる手付金等の返還を目的とする債権の担保として質権を設定する旨が定められていること。

五 前項第五号に掲げる事項にあつては、寄託者が指定保証機関に対して自己に代理して手付金等を受領する旨の意思表示がなされる定め及び当該寄託者が自ら手付金等を受領せず、かつ、指定保証機関以外の者に対して自己に代理して手付金等を受領する権限を授与しない旨が定められていること。
六 前項第六号に掲げる事項にあつては、寄託に係る宅地又は建物の売買契約の内容の重大な変更その他寄託金の返還債務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じた場合には、寄託者は、当該事実を、遅滞なく、指定保証機関に通知すべき旨が定められていること。
七 前項第七号に掲げる事項にあつては、指定保証機関は、寄託金の返還債務を履行する上で必要と認める場合は、寄託者の業務及び財産の状況について調査を行ない、又は報告を求めることができる旨が定められていること。
八 質権設定契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。
一 質権の目的となる債権に関する事項
二 質権の存続期間に関する事項
三 質権の担保すべき債権に関する事項
四 前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。
一 前項第一号に掲げる事項にあつては、手付金等寄託契約に基づく寄託金の返還を目的とする債権について質権を設定する旨が定められていること。
二 前項第二号に掲げる事項にあつては、法第四十一条の二第三項に掲げる要件に適合する質権設定契約を成立させる旨が定められていること。
三 前項第三号に掲げる事項にあつては、買主が宅地建物取引業者に對して有することとなる手付金等の返還を目的とする債権の担保として質権を設定する旨が定められていること。

五 前項第五号に掲げる事項にあつては、寄託者が指定保証機関に対して自己に代理して手付金等を受領する旨の意思表示がなされる定め及び当該寄託者が自ら手付金等を受領せず、かつ、指定保証機関以外の者に対して自己に代理して手付金等を受領する権限を授与しない旨が定められていること。
六 前項第六号に掲げる事項にあつては、寄託に係る宅地又は建物の売買契約の内容の重大な変更その他寄託金の返還債務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じた場合には、寄託者は、当該事実を、遅滞なく、指定保証機関に通知すべき旨が定められていること。
七 前項第七号に掲げる事項にあつては、指定保証機関は、寄託金の返還債務を履行する上で必要と認める場合は、寄託者の業務及び財産の状況について調査を行ない、又は報告を求めることができる旨が定められていること。
八 質権設定契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。
一 質権の目的となる債権に関する事項
二 質権の存続期間に関する事項
三 質権の担保すべき債権に関する事項
四 前項各号に掲げる事項の内容は、次に掲げる基準に合致するものでなければならない。
一 前項第一号に掲げる事項にあつては、手付金等寄託契約に基づく寄託金の返還を目的とする債権について質権を設定する旨が定められていること。
二 前項第二号に掲げる事項にあつては、法第四十一条の二第三項に掲げる要件に適合する質権設定契約を成立させる旨が定められていること。
三 前項第三号に掲げる事項にあつては、買主が宅地建物取引業者に對して有することとなる手付金等の返還を目的とする債権の担保として質権を設定する旨が定められていること。

通省令で定める者は、精神の機能の障害により手付金等保管事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の届出)

第二十五条の八 指定保管機関は、法第六十三条の三第二項において準用する法第五十三条の規定による届出を行おうとするときは、その旨を書面で国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による変更の届出が商号、役員の名若しくは住所、本店若しくは支店の名称若しくは所在地、資本金の額又は定款に係るものであるときは、その変更を証する書面を前項の書面に添付しなければならない。

3 第一項の規定による変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、前項に掲げる書面のほか、当該役員の履歴書、法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書及び同号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面を第一項の書面に添付しなければならない。

(事業報告書の様式)
第二十五条の九 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第三項に規定する事業報告書の様式は、別記様式第十六号の四によるものとする。

(寄託金保管簿の記載事項等)
第二十六条 法第六十三条の五の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管番号
- 二 手付金等寄託契約を締結した年月日
- 三 民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書をもつて質権の設定の通知を受けた年月日
- 四 寄託金を受領した年月日
- 五 受領した寄託金の額
- 六 寄託者の商号又は名称(当該寄託者が個人である場合においては、その者の氏名)
- 七 質権者の氏名(当該質権者が法人である場合においては、その商号又は名称)
- 八 寄託金の保管を証する書面を発行した年月日
- 九 保管期間の終了予定年月日
- 十 寄託金を支払った年月日

十一 支払った寄託金の額

十二 寄託金を支払った相手方の商号又は名称(当該相手方が個人である場合においては、その者の氏名)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該指定保管機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿への記載に代えることができる。

3 指定保管機関は、法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)及び手付金等寄託契約に関する書類を、寄託金保管簿にあつては最終の記載をした日から、手付金等寄託契約に関する書類にあつては寄託金を支払った日から十年間保存しなければならない。

4 法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿の様式は、別記様式第十六号の六によるものとする。

(心身の故障により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うことができない者)
第二十六条の二 法第六十四条の二第一項第四号ハの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(宅地建物取引業保証協会の指定の申請)
第二十六条の二の二 法第六十四条の二第一項の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第十七号による指定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 資産の総額
- 2 前項の指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 登記事項証明書
 - 二 社員である宅地建物取引業者の商号又は名称、住所、免許証番号及び免許の年月日を記載した書類
 - 三 法第六十四条の三に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
 - 四 役員が法第六十四条の二第一項第四号イからハまでに該当しないことを誓約する書面

5 資産の種類及びこれを証する書類

3 国土交通大臣は、法第六十四条の二第一項の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 第二項第二号の書類は、宅地建物取引業者の免許を受けた国土交通大臣又は各都道府県知事ごとに別紙として二部添付するものとし、第二項第四号の誓約書の様式は、別記様式第十八号によるものとする。

(宅地建物取引業保証協会の業務の一部委託承認申請)
第二十六条の三 宅地建物取引業保証協会は、法第六十四条の三第四項の規定により、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した委託承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の名称及び代表者の氏名
- 二 受託者の事務所所在地
- 三 委託しようとする法第六十四条の三に規定する業務内容及び範囲
- 四 委託の期間
- 五 委託を必要とする理由

2 前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 受託者の定款
- 二 受託者の登記事項証明書
- 三 受託者の役員名簿及び履歴書
- 四 法第六十四条の三に規定する業務の委託契約書の写
- 五 受託者の業務の実施に関する基本的な計画
- 六 受託者の直前三年の各年度における事業報告書及び収支決算書
- 七 受託者の役員が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 八 受託者の役員が法第五条第一項第二号から第八号まで及び第十号に該当しないことを誓約する書面

3 国土交通大臣は、宅地建物取引業保証協会に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 第一項の規定による委託承認申請書の様式は、別記様式第十九号によるものとし、第二項第八号の誓約書の様式は、別記様式第二十号によるものとする。

(宅地建物取引業保証協会の業務の一部委託承認基準)
第二十六条の四 国土交通大臣は、前条第一項の委託承認申請書を受理した場合において、その

申請が次の各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一 業務の委託が宅地建物取引業保証協会の業務を運営するために必要であること。

二 受託者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は銀行等であること。

三 受託者がその受託する業務について、適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行なうことができるものであること。

(認証の届出)
第二十六条の五 法第六十四条の八第二項の規定により宅地建物取引業保証協会の認証を受けようとする者は、その者と取引をした社員が属する宅地建物取引業保証協会に別記様式第二十一号による認証届出書を三通提出しなければならない。

2 前項の認証届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 債権発生の原因である事実、取引が成立した時期、債権の額及び認証を申し出るに至つた経緯を記載した書面

二 法第六十四条の八第一項の権利を有することを証する書面

三 認証の申出人が法人である場合においては、その代表者の資格を証する書面

四 代理人によつて認証の申出をしようとするときは、代理人の権限を証する書面

(認証の基準)
第二十六条の六 宅地建物取引業保証協会は、認証の申出があつたときは、当該申出に理由がないと認める場合を除き、当該認証の申出をした者と宅地建物取引業に関し取引をした社員に係る法第六十四条の八第一項に規定する額の範囲内において、当該申出に係る債権に関し認証をしなければならない。

(認証事務の処理)
第二十六条の七 宅地建物取引業保証協会は、認証に係る事務を処理する場合には、認証届出書の受理の順序に従つてしなければならない。

2 宅地建物取引業保証協会は、第二十六条の五第一項の規定により受け取つた認証届出書に奥書の式により認証する旨、又は認証を拒否する旨、及びその理由を記載して、これを申出人に対し送付しなければならない。

(弁済業務保証金準備金の取りくずし)
第二十六条の八 法第六十四条の十二第七項に規定する国土交通省令で定める額は、次の表の上

申請が次の各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一 業務の委託が宅地建物取引業保証協会の業務を運営するために必要であること。

二 受託者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は銀行等であること。

三 受託者がその受託する業務について、適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行なうことができるものであること。

欄に掲げる宅地建物取引業保証協会、ことに同表の下欄に掲げる額とする。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会	十五億円
公益社団法人不動産保証協会	三億円

（事業計画書の記載事項）

第二十六条の九 法第六十四条の十六第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、宅地建物取引業保証協会の社員の加入計画及び弁済業務保証金の還付計画とする。

（事業報告書の様式）

第二十六条の十 法第六十四条の十六第二項に規定する事業報告書の様式は、別記様式第二十二号によるものとする。

（一般保証業務の承認申請）

第二十六条の十一 宅地建物取引業保証協会は、法第六十四条の十七第一項の規定により、一般保証業務の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第二十三号による一般保証業務承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 資産の総額
- 2 前項の一般保証業務承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 一般保証業務方法書
 - 二 保証基金の収支の見積り書
 - 三 一般保証委託契約約款
- 3 前項第一号の規定による一般保証業務方法書には、保証の目的の範囲、保証限度、各保証委託者からの保証の受託の限度、一般保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証受託の拒否の基準に関する事項、資産の運用方法に関する事項並びに保証委託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項を記載しなければならない。

- 4 第二十三条の規定は、宅地建物取引業保証協会的一般保証委託契約約款に準用する。この場合において、同条第二項第一号中「法第四十一条第二項各号」とあるのは、「第十六条の四第二項各号」と、同項第二号及び第三号中「買主」とあるのは、「宅地建物取引業者の相手方等」と、同項第四号中「売買契約」とあるのは、「売買、交換又は貸借契約」と、第三項第一号中「手付金等の返還債務」とあるのは、「支払金又は預り金の返還債務その他の当該支払金又は預り金に関する債務」、同項第二号及

び第三号中「買主」とあるのは、「宅地建物取引業者の相手方等」と読み替えるものとする。

（一般保証業務の変更の届出）

第二十六条の十二 宅地建物取引業保証協会は、前条第一項第二号に掲げる事項又は同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる書類に記載した事項について変更があった場合においては、二週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（一般保証の限度額）

第二十六条の十三 法第六十四条の十七第三項の規定により宅地建物取引業保証協会が行なう一般保証は、保証基金の額に七十五を乗じて得た額を限度とする。

（手付金等保管事業の承認申請）

第二十六条の十三の二 宅地建物取引業保証協会は、法第六十四条の十七の二第一項の規定により、手付金等保管事業の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第二十三号の二による手付金等保管事業承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 常時手付金等保管事業に係る手付金等寄託契約を締結する事務所の名称及び所在地
- 三 資産の総額
- 2 前項の手付金等保管事業承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 一定款
 - 二 手付金等保管事業方法書
 - 三 収支の見積り書
 - 四 手付金等保管事業に係る手付金等寄託契約約款及び質権設定契約約款
 - 五 登記事項証明書
 - 六 申請時における貸借対照表
- 3 前項第二号の規定による手付金等保管事業方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 手付金等の保管に関する事項
 - 二 事務所の権限に関する事項
 - 三 手付金等寄託契約の締結の方法に関する事項
 - 四 寄託金に係る質権の実行に関する事項
 - 五 寄託金に係る質権の消滅に関する事項
 - 六 資産の運用方法に関する事項
 - 七 寄託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項
 - 八 手付金等保管事業方法書の変更に関する事項

第二十五条の七の規定は、宅地建物取引業保証協会の手付金等保管事業に係る手付金等寄託契約約款及び質権設定契約約款に準用する。

（手付金等保管事業の変更の届出）

第二十六条の十三の三 宅地建物取引業保証協会は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同条第二項第四号に掲げる書類に記載した事項について変更があった場合においては、二週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（処分した旨等の通知）

第二十七条 国土交通大臣は、法第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条、第六十七条第一項又は第六十七条の二第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、宅地建物取引業者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

2 都道府県知事は、法第三条第二項の有効期間が満了した場合において認可宅地建物取引業者の免許の更新がなされなかつたとき、法第十一条第二項の規定により認可宅地建物取引業者の免許が効力を失つたとき、又は認可宅地建物取引業者が同条第二項に該当したとき、若しくは法第二十五条第七項、第六十六条若しくは第六十七条第一項の規定により認可宅地建物取引業者の免許を取り消したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

第二十八条 削除

（監督処分公告）

第二十九条 法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の処分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（身分証明書の様式）

第三十条 法第七十二条第四項に規定する身分を示す証明書（国の職員が携帯するものを除く。）の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。

（信託会社等の届出）

第三十一条 法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書により行うものとする。

一 商号

二 役員の名義及び住所並びに令第二条の二で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 事務所の名称及び所在地

四 前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名及び住所（同条第二項の規定により同条第一項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、その氏名）

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下この条において「兼営法」という。）第一条第一項に規定する信託業務のうち宅地建物取引業として行おうとするもの内容

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 法第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
 二 事務所について法第三十一条の三第一項に規定する要件を備えていることを証する書面
 三 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令二条の二で定める使用人及び事務所に置く法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

四 相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書面
 五 事務所を使用する権原に関する書面
 六 事務所付近の地図及び事務所の写真
 七 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

八 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 九 宅地建物取引業に従事する者の名簿
 十 法人税の直前三年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面
 十一 登記事項証明書
 十二 信託業務を兼営する金融機関にあつては、兼営法第一条第一項の認可を受けたこと

を証する書面及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第一条第一項に規定する業務の種類及び方法書

十三 令第九条第一項に規定する特別信託会社にあつては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条の免許を受けたことを証する書面及び同法第四条第二項第三号に掲げる業務方法書

3 国土交通大臣は、法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出をしようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

（準用）

第三十一条の二 令第九条第二項の規定により信託業務を兼営する金融機関については、第五十条第一項を適用する場合には、第十九条第二項第一号中「別記様式第九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、同項第二号中「別記様式第十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と、同項第三号中「別記様式第十号の二」とあるのは「別記様式第二十九号」と、同項第四号中「別記様式第十一号」とあるのは「別記様式第三十号」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第三十二条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項の規定による免許をし、及び同条第三項の規定による免許の更新をすること。

二 法第三条の二第一項の規定により免許に条件を付し、及びこれを変更すること。

三 法第四条第一項の規定による免許申請書を受理すること。

四 法第六条の規定により免許証を交付すること。

五 法第八条第一項の規定により宅地建物取引業者名簿を備え、及び同条第二項の規定により国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に関する同項各号に掲げる事項を登載すること。

六 法第九条の規定による届出を受理すること。

七 法第十条の規定により一般の閲覧に供すること。

八 法第十一条第一項の規定による届出を受理すること。

九 法第二十五条第四項（法第二十六条第二項、法第六十四条の七第三項、法第六十四条の十五及び法第六十四条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、同条第六項の規定により催告をし、及び同条第七項の規定により免許を取り消すこと。

十 法第二十八条第二項の規定による届出を受理すること。

十一 法第五十条第二項の規定による届出を受理すること。

十二 法第六十四条の四第二項の規定による報告を徴収すること。

十三 法第六十五条第一項の規定により必要な指示をし、及び同条第二項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十四 法第六十六条第一項及び第二項の規定により免許を取り消すこと。

十五 法第六十七条第一項の規定により公告し、及び免許を取り消すこと。

十六 法第六十九条第一項の規定により聴聞を行い、並びに同条第二項において準用する法第六十六条の十五第三項の規定により通知をし、及び公示すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十七 法第七十条第一項の規定により公告し、及び同条第三項の規定による報告を徴収すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十八 法第七十一条の規定により必要な指導、助言及び勧告をすること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十九 法第七十二条第一項の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立入検査させ、及び同条第二項の規定により必要な報告を求めること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

二十 法第七十八条の三第一項の規定により書類の写しを送付し、及び同条第二項の規定により通知すること。

二十一 第四条の二第一項及び第四条の三第一項の規定による申請を受理すること。

二十二 第四条の四第一項及び第二項の規定による受納をすること。

二十三 第四条の五の規定により通知すること。

二十四 第五条の四の規定により訂正すること。

二十五 第六条第一項の規定により消除し、及び同条第二項の規定により通知すること。

二十六 第十五条の四及び第十五条の四の二の規定による届出を受理すること。

二十七 第二十七条第一項の規定により通知すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

二十八 前項第十三号、第十六号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限で宅地建物取引業者の支店、従たる事務所又は令第一条の二第二号に規定する事務所（以下本条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

附則 抄

1 この省令は、昭和三十三年八月一日から施行する。

（旧省令の廃止）

5 宅地建物取引業法施行規則（昭和二十七年建設省令第十八号）は、廃止する。

附則（昭和三十三年二月二二日建設省令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附則（昭和三十四年四月二二日建設省令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和三十三年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十四年四月二二日建設省令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十四年八月二二日建設省令第二五号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年二月二二日建設省令第二五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年八月二二日建設省令第二〇号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年二月二二日建設省令第二八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第十号）の施行の日（昭和四十六年十二月十五日）から施行する。

附則（昭和四七年二月二二日建設省令第三八号）抄

（施行期日）

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。ただし、第十六条の次に第十六条の二及び第十六条の三を加える改正規定は、同年六月二十四日から施行する。

附則（昭和四九年八月二二日建設省令第一〇号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年九月九日建設省令第一五号）抄

（施行期日）

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則（昭和五一年一月三〇日建設省令第二号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年九月二二日建設省令第一五号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一月二二日建設省令第一四号）抄

（施行期日）

1 この省令の施行期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 第一条の二の見出しの改正規定、同条第一項第一号、第三号及び第五号の改正規定、同項第六号を削る改正規定、同項第七号の改正規定、同号を同項第六号とし、同項第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる改正規定、同条第二項、第二條第一項及び第五條の三第一項の改正規定、第六條の次に一條を加える改正規定、第十四條の三第二項の改正規定

定、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に八項を加える改正規定、第十四条の九の次に八項を加える改正規定、第十七条第三項の改正規定、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする改正規定、第十九条第一項及び第二項の改正規定、第三十一条第四号の改正規定、別記様式第一号、様式第二号、様式第四号、様式第五号及び様式第六号の改正規定、別記様式第七号の次に五様式を加える改正規定（様式第七号の六に係る部分を除く）、別記様式第九号の改正規定及び別記様式第十一号の次に一様式を加える改正規定 昭和五十六年四月一日

二 第二十六条の三第一項の改正規定、別記様式第十九号の改正規定及び附則第二項の規定 この省令の公布の日

三 前二号に掲げる改正規定以外の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 昭和五十五年十二月一日

（宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律附則第六項の規定による講習の指定）

2 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十六号。第四項において「改正法」という。）附則第六項の規定により都道府県知事が指定する講習は、改正後の宅地建物取引業法施行規則第十四条の十七の規定の例による。

3 宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百十三号）附則第二項の規定による営業保証金の供託をした旨の届出は、次の様式による営業保証金追加供託届出書により行うものとする。

（略）

（経過措置）

4 改正法附則第四項及び第五項の規定により宅地建物取引業者が同法附則第三項に規定する者に対して交付する取引主任者の証明書の様式は、改正前の宅地建物取引業法施行規則別記様式第九号によるものとする。

附 則（昭和五十六年九月二八日建設省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 法附則第六条第一項により解散した旧日本住宅公団が旧日本住宅公団法第四十九条第一項の規定により発行した住宅債券及び法附則第七号第一項の規定により解散した旧宅地開発公団が旧宅地開発公団法（昭和五十年法律第四十五号）第三十四条第一項の規定により発行した宅地開発債券は、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附 則（昭和五十七年五月七日建設省令第五号）

この省令は、昭和五十七年五月二十日から施行する。

附 則（昭和五十八年六月二九日建設省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年四月一日建設省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、昭和六十三年十一月二十一日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法施行規則別記様式第七号の三の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に宅地建物取引業者である者が事務所ごとに置くべき宅地建物取引業法第十五条第一項に規定する取引主任者の数については、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則（以下「新省令」という。）第六条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第一条中宅地建物取引業法施行規則別記様式第七号の三の改正規定の施行の際現に交付されている取引主任者証の様式については、新省令別記様式第七号の三の様式にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に交付されている改正前の宅地建物取引業法施行規則（以下「旧省令」という。）第十七条第一項の規定による証明書は、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、新省令第十七条の規定による証明書とみなす。

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月三〇日建設省令第一号）

この省令は、平成二年五月六日から施行する。

附 則（平成二年五月二一日建設省令第四号）

この省令は、平成二年九月一日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法施行規則第十五条の二の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月二〇日建設省令第一一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る利益処分に関する書類の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成六年一月二四日建設省令第二号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年九月一九日建設省令第二五号）

（略）

7 宅地建物取引業法施行令及び積立式宅地建物販売業法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百三十六号）附則第二項の規定による営業保証金の供託をした旨の届出は、次の様式による営業保証金追加供託届出書により行うものとする。

この省令は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成七年四月一九日建設省令第一三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の別記様式第一号による申請書並びに別記様式第三号の四及び別記様式第十二号による届出書は、この省令の施行の日から三月間は、それぞれこの省令による改正後の別記様式第一号による申請書並びに別記様式第三号の四及び別記様式第十二号による届出書とみなす。

附 則（平成八年一月二三日建設省令第一号）

（施行期日）

1 この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（附則第三項において「改正法」という。）の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の別記様式第二号による宅地建物取引業経歴書は、この省令の施行の日から三月間は、この省令による改正後の別記様式第二号による宅地建物取引業経歴書とみなす。

改正法附則第三項に規定する者の宅地建物取引業法第四十九条に規定する帳簿を保存する期間については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に宅地建物取引業者が掲げているこの省令による改正前の別記様式第十号から別記様式第十一号の三までによる標識は、この省令の施行の日から三月間は、それぞれこの省令による改正後の別記様式第十号から別記様式第十一号の三までによる標識とみなす。

附 則（平成八年一〇月一五日建設省令第一四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成九年四月十九日から施行する。ただし、第十五条の二の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（宅地建物取引業法の一部を改正する法律附則第二項の規定による指定流通機構の指定）

2 宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十七号）附則第二項の規定によ

（略）

（略）

る指定に関し必要な手続その他の行為については、この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十九条の二及び第十九条の三の規定の例による。

附則（平成九年二月二日建設省令第二号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第一号、第三号の四、第五号、第六号の二及び第七号の改正規定は、平成十年二月二日から施行する。
（経過措置）

2 宅地建物取引主任者証及び従業者証明書の様式については、改正後の宅地建物取引業法施行規則（以下「新省令」という。）別記様式第七号の三及び第八号の様式にかかわらず、平成十年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 前項に規定する日までに交付された従前の様式による宅地建物取引主任者証及び従業者証明書の様式については、新省令別記様式第七号の三及び第八号の様式にかかわらず、平成十年四月一日以後においてもなお従前の例による。

附則（平成二年九月二七日建設省令第四一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。
（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 住宅・都市整備公団が旧公団法第五十五条第一項の規定により発行した住宅・都市整備債券は、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附則（平成二年一月三十一日建設省令第一〇号）
（施行期日）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二年二月一七日建設省令第二号）
（施行期日）
この省令は、平成十二年三月一日から施行する。

附則（平成二年三月三十一日建設省令第一七号）

（施行期日）
1 この省令は、後見登記等に関する法律及び民事再生法の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。
（経過措置）

2 廃止前の和議法による和議開始の決定を受け、この省令の施行の際和議認可の決定の確定がない会社に係る改正後の第十五条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二年九月二九日建設省令第三四号）
（施行期日）
この省令は、信用金庫法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

附則（平成二年二月二〇日建設省令第四一号）抄
（施行期日）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十一年一月六日）から施行する。

附則（平成二年二月三〇日建設省令第四五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

附則（平成十三年三月二二日国土交通省令第四一号）
（施行期日）
この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附則（平成十三年三月二六日国土交通省令第四二号）
（施行期日）
この省令は、書面の交付等に関する情報通信技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日国土交通省令第七一号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
（施行期日）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年八月三日国土交通省令第一一五号）抄

（施行期日）
1 この省令は、法の施行の日（平成十三年八月五日）から施行する。

附則（平成十四年二月一日国土交通省令第八号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月二七日国土交通省令第二七号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年八月二日国土交通省令第九三号）
（施行期日）
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年八月五日）から施行する。

附則（平成十四年二月二七日国土交通省令第一二二号）
（施行期日）
この省令は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十五年一月六日）から施行する。

附則（平成十五年三月二〇日国土交通省令第二六号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日国土交通省令第三六号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年一月一日国土交通省令第一〇九号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年五月二三日国土交通省令第六五号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年一月一日国土交通省令第一〇九号）抄

建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第三十条第一項の規定により発行した運輸施設整備事業団債券は、第十一條の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附則（平成十六年二月一七日国土交通省令第四号）
（施行期日）
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成十六年三月一六日国土交通省令第一七号）
（施行期日）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

1 この省令による改正後の建設業法施行規則、測量法施行規則、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則、宅地建物取引業法施行規則、自動車道事業会計規則、積立式宅地建物販売業法施行規則、港湾運送事業会計規則及び東京湾横断道路事業会計規則の規定は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計の整理又は書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附則（平成十六年三月二二日国土交通省令第一九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第十一条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 新東京国際空港公団（以下「公団」という。）が法附則第二十条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号。以下「公団法」という。）第二十九条第一項の規定により発行した新東京国際空港債券は、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附則（平成十六年三月三十一日国土交通省令第三四号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年六月一八日国土交通省令第七〇号）抄

附則（平成十六年六月一八日国土交通省令第七〇号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二十一条 都市公団が旧都市公団法第五十五条

第一項の規定により発行した都市基盤整備債券は、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附則 (平成一六年六月三〇日国土交通省令第七四号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の時から施行する。

第二条 地域振興整備公団が中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第八条の規定による廃止前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)次条において「旧地域公団法」という。第二十条第一項の規定により発行した地域振興整備債券は、第二条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第十五条の二各号に規定する有価証券とみなす。

附則 (平成一六年二月二八日国土交通省令第一一〇号)

この省令は、信託業法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附則 (平成一六年二月二八日国土交通省令第一一四号)

この省令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

附則 (平成一七年三月七日国土交通省令第二二号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第二二号)

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成一七年七月一日国土交通省令第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日国土交通省令第九号)

この省令は、平成十八年四月二十四日から施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日国土交通省令第二五号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の宅地建物取引業法施行規則(次項において「旧規則」という。)第十三条の十六第一項第一号の指定を受けている講習は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則(次項において「新規則」という。)第十三条の十六第一号の登録を受けているものとみなす。

附則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号)

(施行期日)
1 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則 (平成一八年九月二〇日国土交通省令第八八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則 (平成一八年九月二七日国土交通省令第九〇号)

この省令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月三十日)から施行する。

附則 (平成一八年二月一日国土交通省令第一〇七号)

この省令は、平成十八年十二月二十日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号) 抄

(施行期日)
1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、助教授としての在職とみなす。

六 宅地建物取引業法施行規則第十三条の五

附則 (平成一九年四月六日国土交通省令第五五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。

附則 (平成一九年七月二〇日国土交通省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年八月六日国土交通省令第七七号)

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。

附則 (平成二〇年三月二四日国土交通省令第一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

第三章及び第四十二条第一項並びに附則第三条及び附則第四条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。

附則 (平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号) 抄

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年四月一日国土交通省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年八月二六日国土交通省令第五一号)

この省令は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。

附則 (平成二二年三月三十一日国土交通省令第一二号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年五月九日国土交通省令第四一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年八月二二日国土交通省令第六四号)

この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。

附則 (平成二三年八月三十一日内閣府・国土交通省令第一号)

この命令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則 (平成二三年二月二六日内閣府・国土交通省令第七号)

この命令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。

附則 (平成二四年三月一五日国土交通省令第一七号)

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成二四年四月二四日国土交通省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年四月一日国土交通省令第一九号)

(施行期日)
1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることとができる。

附 則（平成二十五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則（平成二十六年一〇月一日国土交通省令第七九号）

1 この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の四並びに積立式宅地建物販売業法施行規則別記様式第十号は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年一月一六日国土交通省令第八二号）抄

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則（平成二十七年一月九日国土交通省令第八二号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則

第一条の二第二項、第十条の二第二項、第十四条の三第四項及び第十九条の二第三項の規定の適用については、同令第一条の二第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは、「について」と、同令第十条の二第二項、第十四条の三第四項及び第十九条の二第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは、「について」とする。

附 則（平成二十九年三月二八日国土交通省令第三一三号）

第一条 この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第二十二号は、平成二十九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二〇日国土交通省令第一五号）抄

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）抄

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和元年二月二七日国土交通省令第五二号）

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年七月一七日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、令和二年八月二十八日から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年一〇月二二日国土交通省令第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月二八日国土交通省令第七七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

附 則（令和四年四月二七日内閣府・国土交通省令第三号）

この命令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十七条及び第四十四条

の規定に限る。）の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

附 則（令和四年四月二七日国土交通省令第四三三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十七条及び第四十四条の規定に限る。）の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

附 則（令和五年九月一日国土交通省令第六七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十月一日（次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前に第一条の規定による改正前の宅地建物取引業法施行規則（以下この条及び附則第四条において「旧規則」という。）第十条の五第六号の規定により証明書を交付された登録講習修了者に係る宅地建物取引業法（以下「法」という。）第十七条の十五に規定する帳簿及び旧規則第十条の十二第二項に規定する修了者一覧表の記載事項については、第一条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則（次条及び附則第四条において「新規則」という。）第十条の十一第一項第五号及び第十条の十二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に法第十六条第三項の登録を受けている者は、施行日前においても、法第十七条の九第一項の規定により新規則第十条の七第十号に掲げる事項についての変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、施行日に行われたものとみなす。

第四条 旧規則別記様式第七号の二の二による交付申請書は、新規則別記様式第七号の二の二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記
様式第一号（第一条関係）

附 則（令和五年二月二八日内閣府・国土交通省令第八号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月二八日国土交通省令第九八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月二四日国土交通省令第四号）
この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十五日）から施行する。ただし、第十六条の二の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄
附 則（令和六年四月一日から施行する。）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年五月二七日国土交通省令第六二号）
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

(表 7)

(A 4)

譲渡に関する事項	
フリガナ 氏 名	譲渡する字宛の科目

様式第三号の七
様式第三号の八
様式第三号の九
(第十三条の十七関係)
削除
削除
削除

様式第三号の九 (第十三条の十七関係) (印紙法第四十條、同法第四十一條、同法第四十二條)

(表 8)

(A 4)

譲渡に関する事項	
フリガナ 氏 名	譲渡する字宛の科目

(表 9)

(A 4)

譲渡に関する事項	
フリガナ 氏 名	譲渡する字宛の科目

様式第三号の十 (第十三条の二十一関係) (印紙法第四十條、同法第四十一條、同法第四十二條)

(表 10)

(A 5)

氏名	届出年月日	届出場所	届出内容

様式第三号の十 (第十三条の二十一関係)

様式第四号（第十四条の二の二関係）（注）請求書は、発注、受取番号・申請書番号・申請書
番号のいずれか1つを記入する。

(A 4)

地味建設株式会社 監査報告書

発注番号 監査年月日

① 氏名 姓 名

② 出生年月日 年 月 日

③ 本籍 姓 名

④ 住所 姓 名 番 号

⑤ 所属会社名 会社 名称

⑥ 監査業務に関する事項 監 査 種 別

⑦ 監査業務の内容及び経過 監 査 内 容

⑧ 監査の結果 監 査 結 果

⑨ 監査の費用 監 査 料 金

⑩ 監査の完了日 監 査 完 了 日

⑪ 監査の承認に関する事項 監 査 承認 日

⑫ 監査の承認に関する事項 監 査 承認 日

様式第五号（第十四条の三関係）（注）請求書は、発注、受取番号・申請書番号・申請書
番号のいずれか1つを記入する。

(B 1)

監 査 報 告 書

発注番号 監査年月日

① 氏名 姓 名

② 出生年月日 年 月 日

③ 本籍 姓 名

④ 住所 姓 名 番 号

⑤ 所属会社名 会社 名称

⑥ 監査業務に関する事項 監 査 種 別

⑦ 監査業務の内容及び経過 監 査 内 容

⑧ 監査の結果 監 査 結 果

⑨ 監査の費用 監 査 料 金

⑩ 監査の完了日 監 査 完 了 日

⑪ 監査の承認に関する事項 監 査 承認 日

⑫ 監査の承認に関する事項 監 査 承認 日

監 査 報 告 書

(様式として記入する)

注 意

① 申請書は、単体の履歴に記入しないこと。

② 住所の「フリガナ」の欄は、必ずすべて漢字とかなで記入し、フリガナは漢字で記入すること。

③ 氏名・所属会社名等の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

④ 住所の欄は、「〒」の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

⑤ 住所の欄は、「〒」の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

⑥ 住所の欄は、「〒」の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

⑦ 住所の欄は、「〒」の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

⑧ 住所の欄は、「〒」の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

⑨ 住所の欄は、「〒」の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

⑩ 住所の欄は、「〒」の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

⑪ 住所の欄は、「〒」の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

⑫ 住所の欄は、「〒」の欄は、必ずすべて漢字で記入すること。

様式第七号（第十四条の七関係）

1. 氏名(姓) 2. 生年月日 3. 性別 4. 学歴 5. 専攻科 6. 専攻科 7. 専攻科 8. 専攻科 9. 専攻科 10. 専攻科 11. 専攻科 12. 専攻科 13. 専攻科 14. 専攻科 15. 専攻科 16. 専攻科 17. 専攻科 18. 専攻科 19. 専攻科 20. 専攻科 21. 専攻科 22. 専攻科 23. 専攻科 24. 専攻科 25. 専攻科 26. 専攻科 27. 専攻科 28. 専攻科 29. 専攻科 30. 専攻科 31. 専攻科 32. 専攻科 33. 専攻科 34. 専攻科 35. 専攻科 36. 専攻科 37. 専攻科 38. 専攻科 39. 専攻科 40. 専攻科 41. 専攻科 42. 専攻科 43. 専攻科 44. 専攻科 45. 専攻科 46. 専攻科 47. 専攻科 48. 専攻科 49. 専攻科 50. 専攻科 51. 専攻科 52. 専攻科 53. 専攻科 54. 専攻科 55. 専攻科 56. 専攻科 57. 専攻科 58. 専攻科 59. 専攻科 60. 専攻科 61. 専攻科 62. 専攻科 63. 専攻科 64. 専攻科 65. 専攻科 66. 専攻科 67. 専攻科 68. 専攻科 69. 専攻科 70. 専攻科 71. 専攻科 72. 専攻科 73. 専攻科 74. 専攻科 75. 専攻科 76. 専攻科 77. 専攻科 78. 専攻科 79. 専攻科 80. 専攻科 81. 専攻科 82. 専攻科 83. 専攻科 84. 専攻科 85. 専攻科 86. 専攻科 87. 専攻科 88. 専攻科 89. 専攻科 90. 専攻科 91. 専攻科 92. 専攻科 93. 専攻科 94. 専攻科 95. 専攻科 96. 専攻科 97. 専攻科 98. 専攻科 99. 専攻科 100. 専攻科

- ① 特許権は、申請の権利を認めないこと。
- ② 登録を代行する事項のうち、実務担当者からのものである場合は、登録を代行する。
- ③ 「特許権の取得年月日」の欄は、登録を代行する場合は、登録を代行する年月日として、下記より登録するコードを記入すること。ただし、特許権取得年月日を代行する場合は、51-94のうち登録するコードを記入すること。また、特許権取得の「特許」の欄は、登録を代行する場合は、「特許」を記入すること。

特許権取得年月日	特許権取得の種別	特許権取得の種別	特許権取得の種別	特許権取得の種別
01	01	01	01	01
02	02	02	02	02
03	03	03	03	03
04	04	04	04	04
05	05	05	05	05
06	06	06	06	06
07	07	07	07	07
08	08	08	08	08
09	09	09	09	09
10	10	10	10	10
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12
13	13	13	13	13
14	14	14	14	14
15	15	15	15	15
16	16	16	16	16
17	17	17	17	17
18	18	18	18	18
19	19	19	19	19
20	20	20	20	20
21	21	21	21	21
22	22	22	22	22
23	23	23	23	23
24	24	24	24	24
25	25	25	25	25
26	26	26	26	26
27	27	27	27	27
28	28	28	28	28
29	29	29	29	29
30	30	30	30	30
31	31	31	31	31
32	32	32	32	32
33	33	33	33	33
34	34	34	34	34
35	35	35	35	35
36	36	36	36	36
37	37	37	37	37
38	38	38	38	38
39	39	39	39	39
40	40	40	40	40
41	41	41	41	41
42	42	42	42	42
43	43	43	43	43
44	44	44	44	44
45	45	45	45	45
46	46	46	46	46
47	47	47	47	47
48	48	48	48	48
49	49	49	49	49
50	50	50	50	50
51	51	51	51	51
52	52	52	52	52
53	53	53	53	53
54	54	54	54	54
55	55	55	55	55
56	56	56	56	56
57	57	57	57	57
58	58	58	58	58
59	59	59	59	59
60	60	60	60	60
61	61	61	61	61
62	62	62	62	62
63	63	63	63	63
64	64	64	64	64
65	65	65	65	65
66	66	66	66	66
67	67	67	67	67
68	68	68	68	68
69	69	69	69	69
70	70	70	70	70
71	71	71	71	71
72	72	72	72	72
73	73	73	73	73
74	74	74	74	74
75	75	75	75	75
76	76	76	76	76
77	77	77	77	77
78	78	78	78	78
79	79	79	79	79
80	80	80	80	80
81	81	81	81	81
82	82	82	82	82
83	83	83	83	83
84	84	84	84	84
85	85	85	85	85
86	86	86	86	86
87	87	87	87	87
88	88	88	88	88
89	89	89	89	89
90	90	90	90	90
91	91	91	91	91
92	92	92	92	92
93	93	93	93	93
94	94	94	94	94

- ④ 「発明者名」の欄は、特許権の取得年月日として「発明」を記入することとし、□の数字を記入する場合は、特許の□に「発明」を記入すること。
- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで表した氏名(1)と姓(2)を併せて記入し、その際、漢字及び姓(2)を併せて記入すること。また、氏名(1)の欄は、姓(2)の欄に「氏」と併せて記入すること。
- ⑥ 「発明者住所」の欄は、特許権の取得年月日として「発明者住所」の欄に「住所」を記入すること。
- ⑦ 「発明」の欄は、④により記入した特許権の取得年月日によって特許権の取得年月日(発明)を記入すること。また、特許権の取得年月日(発明)を記入する場合は、特許権の取得年月日(発明)を記入すること。
- ⑧ 「発明者住所」の欄は、特許権の取得年月日として「発明者住所」の欄に「住所」を記入すること。
- ⑨ 「発明」の欄は、④により記入した特許権の取得年月日によって特許権の取得年月日(発明)を記入すること。また、特許権の取得年月日(発明)を記入する場合は、特許権の取得年月日(発明)を記入すること。
- ⑩ 「発明者住所」の欄は、特許権の取得年月日として「発明者住所」の欄に「住所」を記入すること。
- ⑪ 「発明」の欄は、④により記入した特許権の取得年月日によって特許権の取得年月日(発明)を記入すること。また、特許権の取得年月日(発明)を記入する場合は、特許権の取得年月日(発明)を記入すること。

⑫ 51-94のうち登録するコードを記入することとし、特許権取得年月日を登録する欄から記入すること。また、特許権取得の種別は、特許権取得年月日(発明)の欄に「特許」を記入すること。

⑬ ⑭

支払法人税等	×××	×××		
繰上税金資産	×××	×××		
未払税金	×××	×××		
流動負債合計	×××	×××		
固定負債	×××	×××		
長期借入金	×××	×××		
リース負債	×××	×××		
長期未払金	×××	×××		
退職給付負債	×××	×××		
その他の支払	×××	×××		
繰上税金資産	×××	×××		
未払税金	×××	×××		
固定負債合計	×××	×××		
負債合計	×××	×××		
純資産の部				
1 純資産	×××	×××		
2 繰越期中の利益剰余金	×××	×××		
3 資本剰余金	×××	×××		
資本準備金	×××	×××		
法定準備金	×××	×××		
資本剰余金合計	×××	×××		
4 利益剰余金	×××	×××		
利益準備金	×××	×××		
繰越利益剰余金	×××	×××		
利益剰余金合計	×××	×××		
5 自己株式	△××	△××		
6 繰越期中の利益剰余金	×××	×××		
純資産合計	×××	×××		

1 繰上税金資産	×××	×××		
2 繰越期中の利益剰余金	×××	×××		
3 繰越期中の利益剰余金	×××	×××		
繰上税金資産	×××	×××		
繰越期中の利益剰余金	×××	×××		
繰上税金資産合計	×××	×××		

1 「繰上税金資産」、「繰越期中の利益剰余金」、「繰越期中の利益剰余金」又は「繰越期中の利益剰余金」の「その他」に属する数値でその金額の異なるものがある場合は、それぞれ異なる金額を記載することとする。

2 繰上税金資産は、繰上税金資産の範囲に属するものとする。

別表(3)

科目	前年度		当年度	
	金額	前年比	金額	前年比
1 繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
2 繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
3 繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
人件費	×××	××%	×××	××%
給与	×××	××%	×××	××%
賞与	×××	××%	×××	××%
福利厚生費	×××	××%	×××	××%
退職給付費	×××	××%	×××	××%
役員報酬	×××	××%	×××	××%
事務用品費	×××	××%	×××	××%
事務委託費	×××	××%	×××	××%
出張費	×××	××%	×××	××%
通信費	×××	××%	×××	××%
水道光熱費	×××	××%	×××	××%
租税公課	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%

繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%
繰上税金資産	×××	××%	×××	××%
繰越期中の利益剰余金	×××	××%	×××	××%

1 「繰上税金資産」、「繰越期中の利益剰余金」の「その他」に属する数値でその金額の異なるものがある場合は、それぞれ異なる金額を記載することとする。

7 「雑費」に関する費用でその金額が「配当金及び剰余金」の総額の100%を超えるものについては、当該費用を発生する科目をもつて記載すること。
 8 重要取引、「関係人」に関する収益及び「損失」に関する費用並びに「関係人」の「その他」に関する利益及び「損失」の「その他」に関する損失を記載すること。

別添（～）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 年 月 日 从
 迄 年 月 日 まで

	株 主 資 本					利益剰余金	特別・繰上利益剰余金	株主の権利	株主の権利	株主の権利	株主の権利	株主の権利
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	特別利益剰余金	繰上利益剰余金							
前期末残高	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
当期変動額												
新株の発行	△											
剰余金の配当												
前期繰越金												
自己株式の処分												
.....												
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
前期残高	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

（記載上の留意）

1. 株主資本等変動計算書は、一般に公益委員と認められる公益委員の議事その他の公益委員の議事をし、純資産の部の変動の状態を正確に把握することができるように記載すること。
2. その他利益剰余金については、その内訳科目の当期変動額、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当該期末残高を株主資本等変動計算書に記載することにて代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期変動額、前期変動額及び当該期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
3. 特別・繰上利益剰余金については、その内訳科目の当期変動額、当期変動額（当該変動額について任意に変動事由ごとの金額を指定する場合は、変動事由ごとの金額を指定）及び当該期末残高を株主資本等変動計算書に記載することにて代えて、注記により開示することができる。この場合には、特別・繰上利益剰余金の当期変動額、当期変動額及び当該期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
4. 合併特種利益に該当するものがある。
5. 当該期末残高については、自任計算書（平成14年法律第13号）第2条第3項第9号に規定する適用（以下「適用」という。）又は特種第6号に規定する適用（以下「適用」という。）または特種第13号に規定する適用（以下「適用」という。）または特種第13号に規定する適用（以下「適用」という。）を適用して算出される金額を記載すること。

6. 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おける管理帳簿並びに表示の順序による。
7. 株主資本の各項目の変動事由には、例え以下のものである。
8. ① 当期繰越利益剰余金の処分
 ② 剰余金の配当
 ③ 剰余金（その他株主資本等又はその他利益剰余金）の配当
 ④ 自己株式の処分
 ⑤ 自己株式の取得
 ⑥ 連結合併（合併、会社分割、株式交換、株式移転等）による増加又は分割型の子会社の取得による減少
 ⑦ 株主資本の計上の変動
 ⑧ 資本金
 ⑨ 資本剰余金
 ⑩ 利益剰余金
 ⑪ 特別利益剰余金
 ⑫ 繰上利益剰余金
 ⑬ 剰余金の内訳科目の調整
9. 剰余金の内訳科目については、剰余金の変動事由として当該変動額を表示すること。
10. 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本剰余金の額の減少が発生し、新株の発行により増加する資本金又は資本剰余金の額が当該資本金又は資本剰余金の額の減少を超過する場合は、資本剰余金の減少額として、以下のいずれかの方法により記載すること。
 (1) 新株の発行による、資本金又は資本剰余金の額の増加を記載し、また、株主資本の部の当期変動額（資本金又は資本剰余金の額の減少に伴うその他株主資本等の変動額）として、資本金及び資本剰余金の額の減少及びその他株主資本等の変動額を記載する方法
 (2) 新株の発行による、資本金及び資本剰余金の額の増加を記載する方法
 (3) 剰余金の内訳科目に資本金又は資本剰余金の額の減少が生じた場合は、当該科目についても同様に記載する。
11. 株主資本以外の各項目の任意に変動事由及びその金額を表示する場合は、以下の方法を事業年度ごと、また、項目ごとに開示することができる。
 (1) 株主資本等変動計算書に主要変動事由及びその金額を表示する方法
 (2) 株主資本以外の各項目の任意に変動事由及びその金額を注記により開示する方法
 (3) 特別・繰上利益剰余金
 ① その他有価証券取得金
 ② その他有価証券の売却又は処分による増減
 ③ 繰上利益剰余金の増減
 ④ 繰上利益剰余金の処分
 ⑤ 繰上利益剰余金の増減
 ⑥ 繰上利益剰余金の処分
 ⑦ 繰上利益剰余金の増減
12. 株主資本以外の各項目の任意に変動事由及びその金額を表示する場合は、以下の方法を事業年度ごと、また、項目ごとに開示することができる。
 (1) 株主資本等変動計算書に主要変動事由及びその金額を表示する方法
 (2) 株主資本以外の各項目の任意に変動事由及びその金額を注記により開示する方法
 (3) 繰上利益剰余金の増減
 ① その他有価証券取得金
 ② その他有価証券の売却又は処分による増減
 ③ 繰上利益剰余金の増減
 ④ 繰上利益剰余金の処分
 ⑤ 繰上利益剰余金の増減
 ⑥ 繰上利益剰余金の処分
 ⑦ 繰上利益剰余金の増減
13. 株主資本以外の各項目の任意に変動事由及びその金額を表示する場合は、以下の方法を事業年度ごと、また、項目ごとに開示することができる。
 (1) 株主資本等変動計算書に主要変動事由及びその金額を表示する方法
 (2) 株主資本以外の各項目の任意に変動事由及びその金額を注記により開示する方法
 (3) 繰上利益剰余金の増減
 ① その他有価証券取得金
 ② その他有価証券の売却又は処分による増減
 ③ 繰上利益剰余金の増減
 ④ 繰上利益剰余金の処分
 ⑤ 繰上利益剰余金の増減
 ⑥ 繰上利益剰余金の処分
 ⑦ 繰上利益剰余金の増減

